

終身保険

復活約款

終身保険 無配当



「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「医療保障保険契約内容登録制度」
「支払査定時照会制度」に基づく他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内容登録制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から 5 年間（被保険者が 15 歳未満の保険契約等については、「契約日等から 5 年間」と「契約日等から被保険者が 15 歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

- 当社の保険契約等に関する登録事項については、SBI 生命保険株式会社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様コンタクトセンターにお問い合わせください。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.sbilife.co.jp/corporate/compliance/liaj-shared.html>) をご確認ください。

「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生

命保険協会に、医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険（団体型・個人型）契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受け判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険（団体型・個人型）契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

- 当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する登録事項については、SBI 生命保険株式会社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様コンタクトセンターにお問い合わせください。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

- (1) 被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2) 保険契約の種類（医療保障保険（団体型・個人型））
- (3) 治療給付率
- (4) 入院給付金日額
- (5) 保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、ご契約者名
- (6) 保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、ご契約者の住所（市・区・郡までとします。）
- (7) 契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の加盟会社をご参照ください。

※「医療保障保険契約内容登録制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.sbilife.co.jp/corporate/compliance/liaj-shared.html>）をご確認ください。

「支払査定時照会制度」について

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、

全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下、「保険契約等」といいます。）の解除もしくは無効の判断（以下、「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

- 保険金、年金または給付金（以下、「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、SBI 生命保険株式会社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細についてはお客様コンタクトセンターにお問合わせください。

■相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後 5 年を経過したご契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から 5 年以内のものとしします。）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法。

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.sbi.life.co.jp/corporate/compliance/liaj-shared.html>) をご確認ください。

以上

目 次

約款

終身保険普通保険約款	P2
------------------	----

特約

定期保険特約	P22
定期保険特約（逦増型）.....	P34
災害割増特約	P45
傷害特約	P57
災害入院特約	P72
疾病入院特約	P82
リビング・ニーズ特約	P98
介護保障移行特約	P104
年金払特約	P115
指定代理請求特約	P120
特別条件特約	P124
保険料口座振替特約	P129
クレジットカード扱特約	P131
団体扱特約	P133
特別団体扱特約	P135

終身保険 普通保険約款

必ずご一読のうえ、
大切なご契約内容を十分ご確認ください。

目 次

この保険の趣旨

1. 保険金の支払

- 第1条（保険金の支払）
- 第2条（保険金の削減支払）
- 第3条（高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）
- 第4条（保険金の支払方法の選択）

2. 保険料の払込免除

- 第5条（保険料の払込免除）

3. 保険金および保険料の払込免除の請求

- 第6条（保険金の請求）
- 第7条（保険料の払込免除の請求）

4. 保険金の支払の時期および場所

- 第8条（保険金の支払の時期および場所）

5. 責任開始期

- 第9条（責任開始期）

6. 保険料の払込

- 第10条（保険料の払込）
- 第11条（保険料の払込方法〈経路〉）
- 第12条（保険料の前納および一括払）

7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

- 第13条（猶予期間および保険契約の失効）
- 第14条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

8. 保険料の自動貸付

- 第15条（保険料の自動貸付）
- 第16条（保険料の自動貸付の取消）

9. 保険契約の復活

- 第17条（保険契約の復活）

10. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

- 第18条（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

11. 告知義務および告知義務違反による解除

- 第19条（告知義務）
- 第20条（告知義務違反による解除）
- 第21条（保険契約を解除できない場合）

12. 重大事由による解除

- 第22条（重大事由による解除）

13. 解約および返戻金

- 第23条（解約）
- 第24条（返戻金）
- 第25条（保険金受取人による保険契約の存続）

14. 保険契約内容の変更

- 第26条（保険料の払込方法〈回数〉の変更）
- 第27条（保険料払込期間の変更）
- 第28条（払済保険への変更）
- 第29条（延長定期保険への変更）

第30条（保険金額の減額）

第31条（原保険契約への復旧）

第32条（他の個人保険への加入または変更の取扱）

15. 貸付

第33条（貸付）

16. 保険契約者および死亡保険金の受取人

- 第34条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）
- 第35条（遺言による死亡保険金受取人の変更）
- 第36条（保険契約者の変更）
- 第37条（保険契約者または死亡保険金受取人の代表者）
- 第38条（保険契約者の住所の変更）

17. 被保険者の業務、転居および旅行

第39条（被保険者の業務、転居および旅行）

18. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

- 第40条（契約年齢の計算）
- 第41条（契約年齢または性別の誤りの処理）

19. 契約者配当

第42条（契約者配当）

20. (削除)

第43条（削除）

21. 時効

第44条（時効）

22. 管轄裁判所

第45条（管轄裁判所）

23. 保険料一時払の契約に関する特則

第46条（保険料一時払の契約に関する特則）

24. ステップ払込方式の契約に関する特則

第47条（ステップ払込方式の契約に関する特則）

別表1 請求書類

別表2 対象となる不慮の事故

別表3 対象となる高度障害状態

別表4 対象となる身体障害の状態

終身保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、終身にわたって、被保険者が死亡したときまたは所定の高度障害状態になったときに、死亡保険金または高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

1. 保険金の支払

第1条（保険金の支払）

1. この保険契約の死亡保険金および高度障害保険金（以下「保険金」といいます。）は次のとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	保険金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行われた後の保険金額の増額分については最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）からその日を含めて3年以内の自殺 ②保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ③戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態（別表3）に該当したとき この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者	次のいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表3）に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争その他の変乱

2. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は死亡保険金を支払いません。
3. 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は高度障害保険金を支払いません。
4. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は死亡保険金の残額をその他の受取人に支払います。
5. 被保険者の生死が不明の場合でも、保険契約者または死亡保険金受取人から申出があり、被保険者が死亡したものと会社が認めたときは、会社は死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
6. 次の各号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には、会社は責任準備金（第4項に該当する場合には支払われない保険金部分の責任準備金）を支払います。この場合の受取人は、保険契約者としてします。
 - (1) 責任開始期からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき
7. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人としてします。

第2条（保険金の削減支払）

戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表3）に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、前条の規定にかかわらず、会社は死亡保険金または高度障害保険金を全額または削減して支払うことがあります。

第3条（高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）

高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態（別表3）に該当した時から保険契約は消滅したものとします。

第4条（保険金の支払方法の選択）

保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金の一時支払に代えて、保険金の全部または一部について次の各号に定めるいずれかの支払方法を選択することができます。

(1) 分割支払

一定期間中、保険金を一定額に分割して支払います。

(ア) 分割期間

3年、5年、7年、10年または15年のいずれかとします。

(イ) 支払時期

保険金等の支払事由発生日を応当日とする期始払とします。

(ウ) 支払方法

年1回、2回、3回、4回または6回のいずれかとします。

(エ) 最低分割金額

1回の支払金額は1万円以上とします。

(2) すえ置支払

一定のすえ置期間（10年間を限度とします。）中、保険金に利息を付けて積み立てておき、すえ置期間満了の時その元利金を支払います。また、その元利金は、請求があればすえ置期間中でも支払います。

2. 保険料の払込免除**第5条（保険料の払込免除）**

1. 保険料の払込免除は次のとおりです。

	保険料の払込を免除する場合 (以下「払込の免除事由」といいます。)	払込を免除する 保険料	払込の免除事由に該当しても 保険料の払込を免除しない場合
保 険 料 の 払 込 免 除	被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料の払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。	払込の免除事由が生じた日の後に第10条（保険料の払込）に定める払込期月の到来する保険料（ただし、第10条（保険料の払込）第4項に規定する保険料は払い込むことを要します。）	被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態（別表4）に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 ④被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑤被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑥地震、噴火または津波 ⑦戦争その他の変乱

2. 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により身体障害の状態（別表4）になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は保険料の払込を免除します。

3. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に裏書きします。

4. 保険料の払込免除に際しては、第8条（保険金の支払の時期および場所）を準用します。
5. 保険料の払込が免除された場合には、以後払込期月ごとに所定の保険料の払込があったものとして取り扱います。
6. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、保険契約内容の変更に關する規定は適用しません。

3. 保険金および保険料の払込免除の請求

第6条（保険金の請求）

1. 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金を請求してください。
3. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本項において「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

第7条（保険料の払込免除の請求）

1. 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 保険契約者は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険料の払込免除を請求してください。

4. 保険金の支払の時期および場所

第8条（保険金の支払の時期および場所）

1. 保険金は、必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から5営業日以内に会社で支払います。
2. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前項の必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から40日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生（その他この約款所定の状態の発生を含みます。）の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡、高度障害状態（別表3）または身体障害の状態（別表4）に該当する事実の有無
 - (2) 保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に關する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第1項の必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 70日

- (2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 70日
 - (3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 100日
 - (4) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 70日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 100日
 - (6) 前項第1号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 100日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
5. 第2項または第3項に該当した場合は、会社は、保険金を請求した者に、該当した条項番号および保険金を支払うべき期限を通知します。

5. 責任開始期

第9条（責任開始期）

- 1. 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
告知の時または第1回保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時
- 2. 前項により、会社の責任が開始される日を契約日とします。
- 3. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。

6. 保険料の払込

第10条（保険料の払込）

- 1. 第2回以後の保険料は、保険料の払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間（この期間を「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 月払契約の場合
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 2. 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社はその払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは保険金受取人）に払い戻します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その払込期月の末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。
- 4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その払込期月の末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は第1項の保険料を払い込んでください。
- 5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第14条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）第2項の規定を準用します。

第11条（保険料の払込方法〈経路〉）

1. 保険契約者は、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
 - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体を通じて払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約または特別団体取扱契約が締結されている場合に限りです。）
 - (4) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項各号のいずれの方法によっても当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、会社または会社の指定した場所に持参して払い込むことができます。
3. 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法を変更することができます。
4. 第1項の規定により選択された保険料の払込方法が、会社の取扱範囲をこえたとき、または会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法の変更を行うまでの間の保険料については、会社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第12条（保険料の前納および一括払）

1. 年払契約、半年払契約および月払契約にあっては、保険契約者は、会社の定めるところにより、将来の保険料の全部または一部を前納することができます。ただし、半年払契約および月払契約にあっては、保険料を前納する場合には、保険料の払込方法〈回数〉を年払に変更することを要します。
2. 保険料を前納する場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 前納する保険料については、会社所定の率で割引きます。
 - (2) 保険料の前納に対しては、会社所定の利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。
 - (3) 保険料の前納金は、第10条（保険料の払込）第1項第2号に規定する年単位の契約応当日ごとに年払保険料の払込に充当します。
 - (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に、保険料の前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは、その受取人に支払います。
3. 月払契約にあっては、保険契約者は、当月分を含めて12か月分以内の保険料を一括して払い込むことができます。
4. 前項の規定により保険料を一括して払い込む場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険料を3か月分以上一括して払い込む場合には、会社所定の割引率で割引きます。
 - (2) 第2項第4号の規定は、保険料一括払の場合に準用します。

7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効**第13条（猶予期間および保険契約の失効）**

1. 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。
 - (1) 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。

第14条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

1. 猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は未払込保険料を保険金から差し引きます。
2. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は保険料の払込を免除しません。

8. 保険料の自動貸付

第15条（保険料の自動貸付）

1. 保険料が払い込まれないまま猶予期間を経過した場合でも、会社は、保険料を自動的に貸し付けて保険契約を継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、この取扱はしません。
2. 本条の貸付は、払い込むべき保険料額（月払契約では払い込むべき払込期日以後6か月分の保険料額）とその利息の合計額が解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または第33条（貸付）による貸付があるときはその元利金を差し引きます。）をこえない間行われるものとします。この場合、払い込むべき保険料額（月払契約では、6か月分の保険料額）を猶予期間満了日に保険契約者に貸付して保険料の払込に充当します。
3. 本条の貸付金の利息は、年8%以下の会社所定の利率で計算し、次期以後の保険料払込猶予期間が満了するごと（月払契約においては保険料払込猶予期間満了日の翌日から6か月を経過するごと）に元金に繰り入れます。
4. 本条の貸付金の元利合計額（第33条（貸付）があるときはその元利金と合算します。）が解約返戻金額をこえた場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
5. 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに保険契約者が会社所定の金額を払い込まない場合には、保険契約は、この期間満了日の翌日から効力を失います。
6. 本条の貸付金がある場合には、会社は、次のときに支払うべき金額または計算の基準となる解約返戻金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 保険料払込期間を変更したとき
 - (3) 保険金額を減額したとき
 - (4) 契約年齢または性別の誤りの処理が行われたとき
 - (5) 払済保険に変更するとき
 - (6) 延長定期保険に変更するとき

第16条（保険料の自動貸付の取消）

保険料の自動貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から保険契約の解約、払済保険への変更、延長定期保険への変更または保険金額の減額の請求があったときには、会社は、保険料の自動貸付を行わなかったものとして取り扱います。

9. 保険契約の復活

第17条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した場合には、保険契約を復活することができません。
2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は会社の指定した日までに延滞した保険料とこれに対する会社所定の利率で計算した利息の合計額を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。なお、第15条（保険料の自動貸付）および第33条（貸付）の規定により効力を失った保険契約を復活させる場合には、貸付金の利息（すでに元金に繰り入れた利息を含みます。）をあわせて払い込んでください。
4. 第9条（責任開始期）第1項および第2項の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第9条（責任開始期）第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。
5. 保険契約が復活した場合には、復活日を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。

10. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

第18条（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

1. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺により保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、

保険契約（保険契約の復旧が行われたときは増額分をいいます。）を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

2. 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、保険契約（保険契約の復旧が行われたときは増額分をいいます。）は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

11. 告知義務および告知義務違反による解除

第19条（告知義務）

保険契約の締結、復活または復旧の際に、支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関し書面で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第20条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が前条の告知の際に、故意もしくは重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は将来に向かって保険契約（復旧の場合には、復旧による増額分。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は保険金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第21条（保険契約を解除できない場合）

会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第2号および第3号の場合には、各号に規定する会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき認められる場合には、適用しません。

- (1) 会社が保険契約の締結、復活または復旧の際に、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) 保険契約が責任開始期からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じていた場合を除きます。

12. 重大事由による解除

第22条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの保険契約の保険金（保険料の払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 保険金の支払事由が生じた後でも、会社は前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金は支払いません。もし、この場合に、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 3. 保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は第1項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた払込の免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 4. 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者または保険金の受取人に通知します。
 5. 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

13. 解約および返戻金

第23条（解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第24条（返戻金）

1. 保険契約の解約返戻金は、保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算し、保険証券に記載します。
2. 保険契約の責任準備金は、保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
3. 本条の返戻金の請求、支払の時期および場所については、第6条（保険金の請求）および第8条（保険金の支払の時期および場所）の規定を準用します。ただし、支払の時期は、解約等の効力発生日を基準として準用します。

第25条（保険金受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、債権者等といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす死亡保険金受取人、高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人に支払います。

14. 保険契約内容の変更

第26条（保険料の払込方法〈回数〉の変更）

1. 保険契約者は、会社の定めるところにより、年払、半年払または月払の保険料の払込方法を相互に変更することができます。
2. 保険契約者は、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第27条（保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定めるところにより、保険料払込期間を変更することができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定めるところにより計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
4. 本条の変更は会社が承諾した時から効力を生じます。
5. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。
6. 変更後の保険料払込期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は本条の変更を取り扱いません。

第28条（払済保険への変更）

1. 保険契約者は、保険契約について将来の保険料の払込を中止して、保険料払込済の終身保険（以下「払済保険」といいます。）に変更することができます。ただし、払済後の保険金額が会社所定の限度を下回るときは、会社は本条の払済保険への変更を取り扱いません。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 払済保険の保険金額は解約返戻金額（保険料の自動貸付または貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）により計算します。
4. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第29条（延長定期保険への変更）

1. 保険契約者は、保険契約について将来の保険料の払込を中止して、保険料払込済の定期保険（以下「延長定期保険」といいます。）に変更することができます。ただし、延長後の保険期間が1年を下回るときは、会社は本条の延長定期保険への変更を取り扱いません。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 延長定期保険の保険金額は原保険契約の死亡保険金の金額（保険料の自動貸付または貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）と同一とし、保険期間は解約返戻金額（保険料の自動貸付または貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）により計算します。
4. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第30条（保険金額の減額）

1. 保険契約者は、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社所定の限度を下回るときは、会社は本条の保険金額の減額を取り扱いません。
2. 保険契約者が本条の保険金額の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 保険金額の減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 本条の保険金額の減額が行われたときは、減額分に対応する解約返戻金を保険契約者に払い戻し、将来の保険料を改めます。
5. 本条の保険金額の減額は、減額の請求日以降に到来する契約応当日をもって行います。
6. 本条の保険金額の減額を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第31条（原保険契約への復旧）

1. 保険契約者は、払済保険もしくは延長定期保険に変更した日または保険金額を減額した日からその日を含めて3年以内は、被保険者の同意を得て、原保険契約へ復旧することができます。
2. 保険契約者が本条の復旧を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

3. 会社が本条の復旧を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに会社所定の金額を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 本条の復旧をしたときは、保険証券に裏書きします。
5. 第9条（責任開始期）第1項および第2項の規定は、復旧による保険金額の増額分について準用します。この場合、第9条（責任開始期）第2項の「契約日」は「復旧日」と読み替えます。

第32条（他の個人保険への加入または変更の取扱）

1. 2年以上継続して被保険者であった者は、保険料払込期間満了または解約の日から1か月以内であれば、会社の定めるところにより、医師の診査および書面による告知を省略して、他の個人保険契約に加入することができます。この場合の死亡保険金額は、この保険契約の死亡保険金額を限度とします。
2. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定めるところにより、この保険契約を他の個人保険契約へ変更することができます。この場合、会社が必要と認めたときは、支払事由の可能性に関する重要な事項について、会社は被保険者に関し書面で質問を行い、また、会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。
3. 前項の規定により、この保険契約の保険種類が変更されたときは、会社は新たな保険証券を発行します。

15. 貸付

第33条（貸付）

1. 保険契約者は、解約返戻金の9割（保険料払込済の契約については8割とし、保険料の自動貸付または本条の貸付があるときはその元利金を差し引きます。）の範囲内で貸付を受けることができます。
2. 保険契約者が本条の貸付を受けるときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。
4. 本条の貸付金の元利合計額（保険料の自動貸付があるときはその元利金と合算します。）が解約返戻金額をこえた場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
5. 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに保険契約者が会社所定の金額を払い込まない場合には、保険契約は、この期間満了日の翌日から効力を失います。
6. 本条の貸付金がある場合には、会社は、次のときに支払うべき金額または計算の基準となる解約返戻金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 保険料払込期間を変更したとき
 - (3) 保険金額を減額したとき
 - (4) 契約年齢または性別の誤りの処理が行われたとき
 - (5) 払済保険に変更するとき
 - (6) 延長定期保険に変更するとき
7. 次の場合には、会社は、本条の貸付を取り扱いません。
 - (1) 延長定期保険のとき
 - (2) 貸付金額が会社の定める金額に満たないとき

16. 保険契約者および死亡保険金の受取人

第34条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
3. 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
4. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項

の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

5. 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 保険契約者またはその承継人が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
7. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第35条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者またはその承継人が死亡した後、保険契約者またはその承継人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第36条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第37条（保険契約者または死亡保険金受取人の代表者）

1. 保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2人以上ある場合には、各代表者1人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明である場合には、会社が保険契約者または死亡保険金受取人の1人に対して行った行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

第38条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。
2. 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最後の住所あてに発した通知は保険契約者に到達したものとみなします。

17. 被保険者の業務、転居および旅行

第39条（被保険者の業務、転居および旅行）

被保険者が保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居し、もしくは旅行しても、会社は保険契約を解除せず、また特別保険料の請求をしないで保険契約上の責任を負います。

18. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第40条（契約年齢の計算）

被保険者の契約年齢は、契約日における満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第41条（契約年齢または性別の誤りの処理）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日の実際の年齢および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
2. 前項以外のときは、会社の定めるところにより処理します。
3. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定めるところにより処理します。

19. 契約者配当

第42条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

20. （削除）

第43条（削除）

21. 時効

第44条（時効）

保険金、責任準備金もしくは解約返戻金の支払の請求または保険料の払込免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

22. 管轄裁判所

第45条（管轄裁判所）

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23. 保険料一時払の契約に関する特則

第46条（保険料一時払の契約に関する特則）

1. 保険料一時払の契約については、第5条（保険料の払込免除）、第7条（保険料の払込免除の請求）、第10条（保険料の払込）、第11条（保険料の払込方法〈経路〉）、第12条（保険料の前納および一括払）、第13条（猶予期間および保険契約の失効）、第14条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）、第15条（保険料の自動貸付）、第16条（保険料の自動貸付の取消）、第17条（保険契約の復活）、第27条（保険料払込期間の変更）、第28条（払済保険への変更）、第29条（延長定期保険への変更）および第31条（原保険契約への復旧）の規定は適用しません。
2. 保険料一時払のときは、第9条（責任開始期）の規定中、「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

24. ステップ払込方式の契約に関する特則

第47条（ステップ払込方式の契約に関する特則）

1. 保険契約者は、保険契約の締結の際または締結後、会社の定めるところにより、契約日から起算した会社所定の期間（以下「ステップ期間」といいます。）経過後の保険料を、ステップ期間中の保険料に会社所定の率を乗じた額に設定した払込方式を選択することができます。
2. 保険契約の締結後にこの特則を適用するときは、保険証券に裏書きします。この場合、会社の定めるところにより計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
3. この特則を適用する保険契約については、次の各号のとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、前2項の規定を適用しない保険契約に変更することができます。ただし、第5条（保険料の払込免除）の規定により保険料の払込が免除されているときを除きます。
 - (2) 前号の場合、会社の定めるところにより計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。この場合、保険証券に裏書きします。
4. 第27条（保険料払込期間の変更）第1項の規定により保険料払込期間を短縮する場合で、短縮後の保険料払込期間がステップ期間以内となるときには、この特則は適用しません。

別表1 請求書類

1. 保険金の支払および保険料の払込免除の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (3) 死亡した被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
2	高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害状態になった被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
3	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略もしくは正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

2. その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 会社所定の申込書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
3	契約内容の変更 (1) 保険料の払込方法〈回数〉の変更 (2) 保険料払込期間の変更 (3) 払済保険への変更 (4) 延長定期保険への変更 (5) 保険金額の減額 (6) 原保険契約への復旧 (7) 他の個人保険への加入または変更の取扱 (8) 保険料払込方式の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券 (5) 最終の保険料領収証 (6) 生命保険契約申込書
4	貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
5	保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略もしくは正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならび にサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他およ び詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露お よび放置（E904）中の飢餓、渇」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸 入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下 による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外します。	E910～E915

分 類 項 目	基本分類表番号
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E978）」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表4 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考【別表3、別表4】**1. 眼の障害（視力障害）**

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、

$$1/4 (a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 手指の障害

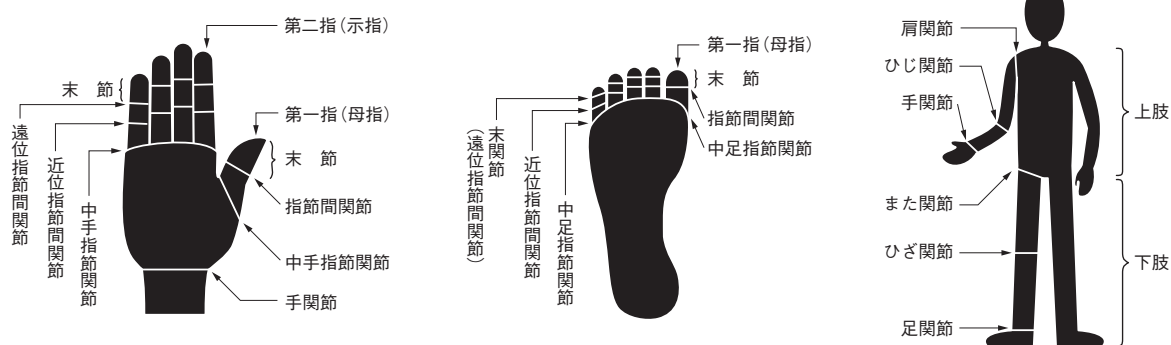
- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

〈身体部位の名称図〉

身体の部位の名称は、次の図のとおりとします。



定期保険特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条（特約保険金の支払）
- 第1条の2（特約保険金の削減支払）
- 第1条の3（特約高度障害保険金の支払による特約の消滅）
- 第2条（特約の保険料の払込免除）
- 第3条（特約保険金の請求、支払の時期および場所）
- 第4条（特約の締結および責任開始期）
- 第5条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）
- 第6条（特約の失効）
- 第7条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）
- 第8条（主約款の保険料の自動貸付および貸付の規定を適用する場合の取扱）
- 第9条（特約の復活）
- 第10条（告知義務および告知義務違反による解除）
- 第11条（重大事由による解除）
- 第12条（特約の解約）
- 第13条（特約の返戻金）
- 第14条（特約の消滅）
- 第15条（特約保険金額の増額）
- 第16条（特約保険金額の減額）
- 第17条（特約の復旧）
- 第18条（特約の更新）
- 第19条（他の個人保険への加入または変更の取扱）
- 第19条の2（会社への通知による特約死亡保険金受取人の変更）
- 第19条の3（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）
- 第19条の4（特約死亡保険金受取人の代表者）
- 第20条（契約者配当）
- 第21条（削除）
- 第22条（管轄裁判所）
- 第23条（主約款の規定の準用）
- 第24条（保険料払込方法が一時払の場合の特則）
- 第25条（主契約が終身保険契約の場合の特則）
- 第26条（ステップ払込方式の特約に関する特則）
- 第27条（がん保険の契約に付加する場合の特則）
- 第28条（新医療保険の契約に付加する場合の特則）

別表1 請求書類

別表2 対象となる高度障害状態

定期保険特約

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して、被保険者が死亡したときまたは高度障害状態になったとき、特約死亡保険金または特約高度障害保険金（以下「特約保険金」といいます。）を支払うことを主要内容とするものです。

第1条（特約保険金の支払）

1. この特約の死亡保険金および高度障害保険金は次のとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	保険金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
(1) 特約死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧または特約保険金額の増額の取扱が行われた後の死亡保険金額の増額部分については、最後の復旧または増額の際の責任開始期。以下同じ。）以後保険期間満了の時までに死亡したとき	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①この特約の責任開始期からその日を含めて3年以内の自殺 ②保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 ③戦争その他の変乱
(2) 特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態（別表2）に該当したとき この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）に該当したときを含みます。	特約保険金額	被保険者	次のいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表2）に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争その他の変乱

2. 特約死亡保険金受取人は主契約の死亡保険金受取人とします。
3. 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。
4. 特約死亡保険金を支払った場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社は特約高度障害保険金を支払いません。
5. 特約死亡保険金が支払われた場合、会社は第13条（特約の返戻金）第3項に定めるこの特約の未経過保険料があるときはこれを特約死亡保険金受取人に払い戻します。
6. 特約死亡保険金受取人が故意により被保険者を死亡させた場合で、その者が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は特約死亡保険金の残額をその他の受取人に支払います。
7. 被保険者の生死が不明の場合でも、保険契約者または特約死亡保険金受取人から申出があり、被保険者が死亡したものと会社が認めたときは、会社は特約死亡保険金を特約死亡保険金受取人に支払います。
8. 次の各号の免責事由により特約死亡保険金が支払われない場合には、会社は第13条（特約の返戻金）第2項に定めるこの特約の責任準備金および第13条（特約の返戻金）第3項に定めるこの特約の未経過保険料を支払います（本条第6項に該当する場合には、支払われない保険金に対応する金額を支払います。）。この場合の受取人は、保険契約者とします。
 - (1) この特約の責任開始期からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき
9. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が特約死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約高度障害保険金の受取人とします。

10. 被保険者が高度障害状態（別表2）に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了の日に、その回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、その時点では特約高度障害保険金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害保険金を支払います。

第1条の2（特約保険金の削減支払）

戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎および会社の財務の健全性に及ぼす影響が少ないと会社が判断したときは、前条の規定にかかわらず、会社は特約死亡保険金または特約高度障害保険金を全額または削減して支払うことがあります。

第1条の3（特約高度障害保険金の支払による特約の消滅）

特約高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態（別表2）に該当した時からこの特約は消滅したものとします。この場合、会社は第13条（特約の返戻金）第3項に定めるこの特約の未経過保険料があるときはこれを特約高度障害保険金の受取人に払い戻します。

第2条（特約の保険料の払込免除）

この特約の保険料の払込免除の取扱については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第3条（特約保険金の請求、支払の時期および場所）

1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 特約保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して特約保険金を請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の保険金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第4条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約締結の際に、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者は、被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加することを申出することができます。この場合、新たにこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関し書面で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。会社が、被保険者の選択を行ったうえで承諾したときに、この特約を主契約に付加することができます。
3. この特約の責任開始期は、主契約と同時とします。ただし、前項の場合、会社は次の時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の申込を承諾した後にこの特約の保険料を受け取った場合
この特約の保険料を受け取った時
 - (2) この特約の保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込を承諾した場合
告知の時またはこの特約の保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時
4. 第2項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に裏書きします。

第5条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

1. この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。
2. この特約の保険料は、前項の保険料の払込期間中、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前2項のほか、保険料の払込については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

この特約の保険料が払い込まれないまま、猶予期間中に特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。

第8条（主約款の保険料の自動貸付および貸付の規定を適用する場合の取扱）

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。
2. 主約款の保険料の自動貸付または貸付の規定を適用する場合、この特約の解約返戻金があるときはその金額を主契約の解約返戻金額に加算して取り扱います。また、この特約の未経過保険料があるときは、その金額を主契約の未経過保険料の金額に加算して取り扱います。
3. 主約款の保険料の自動貸付または貸付の規定による貸付金がある場合には、会社は次のときに支払うべき金額または計算の基準となる解約返戻金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) この特約が消滅したとき
 - (2) この特約の保険期間または保険料払込期間を変更したとき
 - (3) 特約保険金額を減額したとき

第9条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
2. この特約が復活した場合には、復活日を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
3. 前2項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

第10条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. この特約の締結、復活、復旧または特約保険金額の増額の際の告知義務および告知義務違反による解除については、次項の規定のほか、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。
2. 会社は、次のいずれかの場合には、主約款の準用によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第2号および第3号の場合には、各号に規定する会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、この特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
 - (1) 会社が特約の締結、復活または復旧の際に、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者がこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項に関し告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、この特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項に関し告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期からその日を含めて2年以内にこの特約の保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じていた場合を除きます。

第11条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第12条（特約の解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約し、第13条（特約の返戻金）に定める返戻金を請求すること

ができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

第13条（特約の返戻金）

1. この特約の返戻金は、この特約の解約返戻金とこの特約の未経過保険料の合計額をいいます。
2. この特約の解約返戻金または責任準備金は、以下の方法により計算し、この特約の解約返戻金については保険証券に記載します。本項の「年月数」および次項の「月数」の計算に際して、1か月未満の端数が生じたときは切り上げます。
 - (1) 主契約の契約日が平成22年4月1日以降の保険契約
保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数と経過した年月数の小さい方により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
 - (2) 主契約の契約日が平成22年3月31日以前の保険契約
保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
3. 年払契約または半年払契約の払い込んだこの特約の保険料のうち未経過期間に対応する保険料相当額をこの特約の未経過保険料といい、主約款の保険料の払込に関する規定を準用して、以下の算式のとおり計算します。ただし、主契約の契約日が平成22年3月31日以前の保険契約には、この特約の未経過保険料はありません。なお、契約日の年月日にかかわらず、月払契約および一時払には未経過保険料はありません。
 - (1) 年払契約

$$\text{この特約の未経過保険料} = \text{この特約の年払保険料} \times \left(\left(\frac{\text{この特約の}}{\text{保険料払込月数}} \right) - \left(\frac{\text{この特約の}}{\text{経過月数}} \right) \right) / 12$$
 - (2) 半年払契約

$$\text{この特約の未経過保険料} = \text{この特約の半年払保険料} \times \left(\left(\frac{\text{この特約の}}{\text{保険料払込月数}} \right) - \left(\frac{\text{この特約の}}{\text{経過月数}} \right) \right) / 6$$
4. 本条の返戻金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の支払請求手続の規定を準用します。
5. 主契約を払済保険または延長定期保険に変更するときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

第14条（特約の消滅）

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
2. 前項第1号の場合、主契約の保険金を支払うべきときを除き、この特約の責任準備金を支払います。ただし、被保険者の死亡が保険契約者の故意によるときは、この特約の責任準備金を支払いません。
3. 第1項第2号の場合、会社はこの特約の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
4. 第1項第3号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に裏書きします。
5. 第1項の規定によってこの特約が消滅した場合、前条第3項に定める未経過保険料があるときは、保険契約者に払い戻します。

第15条（特約保険金額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約の保険金額を増額することができます。
2. 保険契約者が本条の増額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の増額を承諾した場合には、会社は、会社所定の金額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）から増額分に対するこの特約上の責任を開始し、この日をこの特約の増額日とします。
4. 本条の増額を行ったときは、保険証券に裏書きします。
5. 次の場合には、会社は本条の増額を取り扱いません。

- (1) 増額後の特約保険金額が会社所定の限度をこえるとき
- (2) この特約を付加した日または最後の更新日、復活日、復旧日もしくは増額日からその日を含めて2年未満のとき

第16条（特約保険金額の減額）

1. 保険契約者は、この特約の保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額に満たないときはこの取扱をしません。
2. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の減額が行われたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 本条の減額を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第17条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復旧の請求があったものとしします。
2. この特約の復旧については、主約款の復旧に関する規定を準用します。
3. この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第18条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日の1か月前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、更新され継続されるものとしします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
 - (1) この特約を付加した日から更新後のこの特約の保険期間満了の日までの期間が会社所定の範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社所定の範囲をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満了で定められているとき
 - (4) 更新前の保険契約に特別条件特約が付加されているとき
 - (5) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
2. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一としします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は会社の定める範囲で短期の保険期間に変更して更新します。
3. 更新されたこの特約の保険料は、更新日（この特約の保険期間満了の日の翌日。以下同じ。）における被保険者の年齢によって計算します。
4. 更新されたこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
5. 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、この特約は更新日にさかのぼって消滅します。
6. 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
7. 更新後のこの特約の保険金額は、更新前のこの特約の保険金額と同一としします。ただし、更新時において会社が認めた場合は、会社が定める範囲内で更新後のこの特約の保険金額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の3か月前までに請求してください。
8. 本条の規定によりこの特約が更新されたときは、第1条（特約保険金の支払）、第2条（特約の保険料の払込免除）および第10条（告知義務および告知義務違反による解除）の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続した保険期間とみなします。
9. この特約が更新されたときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
10. 第1項第5号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号から第4号までの規定に該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り被保険者の同意を得て、更新の取扱に準じて、会社が定めるこの特約と同種類の特約を更新時に付加します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
11. 第13条（特約の返戻金）に定める返戻金は、更新後の保険契約に基づき計算します。

第19条（他の個人保険への加入または変更の取扱い）

1. 2年以上継続して被保険者であった者は、この特約の解約によるまたは保険期間満了による保障の消滅の日から1か月以内であれば、会社の定める範囲で、医師の診査および書面による告知を省略して、他の個人保険契約に加入することができます。この場合の死亡保険金額は、この特約の死亡保険金額を限度とします。
2. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める方法により、この特約を他の個人保険契約に変更することができます。この場合、会社が必要と認めたときは、会社は被保険者に関し書面で質問を行い、また、会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。
3. 前項の規定により、この特約が他の個人保険へ変更されたときは、会社は新たな保険証券を発行します。

第19条の2（会社への通知による特約死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知が会社に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に特約死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の特約死亡保険金受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
3. 特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
4. 前項の規定により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
5. 前2項により特約死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 保険契約者またはその承継人が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
7. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第19条の3（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者またはその承継人は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者またはその承継人が死亡した後、保険契約者またはその承継人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第19条の4（特約死亡保険金受取人の代表者）

1. 保険契約について、特約死亡保険金受取人が2人以上ある場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明である場合には、会社が特約死亡保険金受取人の1人に対して行った行為は、他の者に対しても効力を生じます。

第20条（契約者配当）

この特約については、契約者配当はありません。

第21条（削除）

第22条（管轄裁判所）

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第24条（保険料払込方法が一時払の場合の特則）

この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約の保険料の払込免除）、第5条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第2項、第7条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）、第8条（主約款の保険料の自動貸付および貸付の規定を適用する場合の取扱）第1項の規定は適用しません。
- (2) 主契約の保険料払込方法が年払、半年払または月払の契約で、この特約が更新される場合は、更新後のこの特約の保険料払込方法および保険料払込方法（経路）は更新前の主契約の保険料払込方法および保険料払込方法（経路）と同一に変更し更新されるものとします。ただし、保険契約者の申出があれば一時払で更新の取扱を行います。この場合、一時払保険料は、特約更新日の属する月の末日までに払い込むことを要し、第7条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）の規定を準用します。
- (3) 主契約において保険料の払込が免除されているときは、第18条（特約の更新）の規定にかかわらず、この特約の更新は行いません。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、一時払保険料が払い込まれる場合は更新の取扱を行います。この場合、一時払保険料の払込に関しては前号の規定を準用します。
- (4) 保険料払込方法を年払、半年払または月払に変更してこの特約を更新した場合、更新日以後、更新日前に生じた事由により、保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険料の払込免除の取扱は行いません。

第25条（主契約が終身保険契約の場合の特則）

この特約が付加されている終身保険契約に介護保障移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の全部を介護保障に移行する場合
この特約は介護保障移行特約の締結日の前日に消滅します。この場合、この特約の責任準備金を主契約の責任準備金に充当します。
- (2) 主契約の一部を介護保障に移行する場合
 - ① この特約の保険金額が、介護保障に移行しない部分の死亡保険金額を基準として会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険金額を減額します。この場合、減額部分に対する責任準備金があるときは、その責任準備金を主契約の責任準備金に充当します。
 - ② 主契約のうち介護保障に移行しない部分が消滅したときは、この特約も消滅します。

第26条（ステップ払込方式の特約に関する特則）

1. 保険契約者は、この特約の締結の際または締結後、会社の定める方法により、この特約を付加した日から起算した会社所定の期間（以下「ステップ期間」といいます。）経過後のこの特約の保険料を、ステップ期間中のこの特約の保険料に会社所定の率を乗じた額に設定した払込方式を選択することができます。
2. この特約の締結後にこの特則を適用するときは、保険証券に裏書きします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来のこの特約の保険料を改めます。
3. この特則を適用する特約については、次の各号のとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、前2項の規定を適用しない特約に変更することができます。ただし、第2条（特約の保険料の払込免除）の規定によりこの特約の保険料の払込が免除されているときを除きます。
 - (2) 前号の場合、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来のこの特約の保険料を改めます。この場合、保険証券に裏書きします。
4. 主約款の保険料払込期間の変更の規定により保険料払込期間を短縮する場合で、短縮後のこの特約の保険料払込期間がステップ期間以内となるときには、この特則は適用しません。

第27条（がん保険の契約に付加する場合の特則）

この特約をがん保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約締結の際に付加する場合の、この特約の責任開始期は、第4条（特約の締結および責任開始期）第3項の規定にかかわらず、主約款第2条（保険期間の始期）に定める「保険期間の始期」と同一とします。
- (2) 主契約が主約款第20条（責任開始日前のがん診断確定による無効）の規定により無効となったときは、この特約も無効とし、すでに払い込まれたこの特約の保険料は保険契約者に払い戻します。

第28条（新医療保険の契約に付加する場合の特則）

この特約を新医療保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第2項の規定は適用しません。
- (2) 第3条（特約保険金の請求、支払の時期および場所）第3項および第13条（特約の返戻金）第4項中、「主約款の保険金」とあるのは「主約款の給付金」と読み替えます。
- (3) 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本号において「団体」といいます。）を保険契約者および特約死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする場合、保険契約者である団体が特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の請求の際、次の①または②のいずれかおよび③の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - ① 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - ② 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - ③ 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
- (4) 第14条（特約の消滅）第1項第1号の規定にかかわらず、主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。この場合、第14条（特約の消滅）第2項の規定は適用しません。
- (5) 主約款第24条（給付金の受取人による保険契約の存続）第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは同条第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、同条第2項本文の金額のうちこの特約にかかる金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人または特約高度障害保険金の受取人に支払います。
- (6) 主約款に前号に規定する「主約款第24条（給付金の受取人による保険契約の存続）」の規定がない場合には、前号を適用しません。この場合、経過措置に関する特約第5条（保険金受取人による保険契約の存続）の規定により取り扱います。

別表1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票と死亡保険金受取人の戸籍抄本 (4) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
2	特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害状態になった被保険者の住民票 (4) 保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
3	契約内容の変更 (1) 特約保険金額の増額 (2) 特約保険金額の減額 (3) 特約の保険期間の変更 (4) 特約の中途付加 (5) 特約の解約 (6) 特約保険料払込方式の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての会社所定の告知書
4	他の個人保険への加入または変更の取扱	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券 (5) 生命保険契約申込書
5	保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考〔別表2〕

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

〈身体部位の名称図〉

身体の部位の名称は、次の図のとおりとします。



定期保険特約（通増型）

この特約の趣旨

この特約は、特約保険金額が一定期間にわたり毎年一定の割合で増加する定期保険特約で、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して、被保険者が死亡したときまたは高度障害状態になったとき、特約死亡保険金または特約高度障害保険金（以下「特約保険金」といいます。）を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の型および特約保険金額）

1. 保険契約者は、この特約の付加の際に、単利型か複利型のいずれかの型を選択するものとします。
2. 保険契約者は、この特約の付加の際に、特約保険金額の増加率を会社所定の範囲内で選択することができます。
3. 保険契約者は、この特約の付加の際に、この特約の締結時の保険金額（以下「特約基本保険金額」といいます。）の通増限度を会社所定の範囲内で選択することができます。
4. この特約の第2保険年度以降、各保険年度の特約保険金額は、前3項により選択した特約の型、増加率、通増限度に応じた次の各号に定める金額とし、年単位の契約応当日ごとに計算します。
 - (1) 単利型の特約保険金額
次の算式により計算した金額とします。

$$\left(\begin{array}{l} \text{特約基本保険金額（減額が行われたときは減額後の）} \\ \text{特約基本保険金額）に第2号の増加率を乗じた額} \end{array} \right) \times (\text{保険年度} - 1) + (\text{特約基本保険金額})$$

- (2) 複利型の特約保険金額

特約基本保険金額に、特約保険金額増加割合表（別表3）に定める率を乗じて計算した金額

5. 保険契約者は、本条第1項、第2項および第3項で選択された特約の型、特約保険金額の増加率および通増限度を、会社が定める範囲内で変更することができます。この場合、会社が必要と認めたときは、会社は被保険者に関し書面で質問を行い、また、会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。

第2条（特約保険金の支払）

1. この特約の死亡保険金および高度障害保険金は次のとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	保険金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
(1) 特約死亡保険金	被保険者が、この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行われた後の死亡保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後保険期間満了の時までに死亡したとき	死亡日の特約保険金額	特約死亡保険金受取人	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①この特約の責任開始期からその日を含めて3年以内の自殺 ②保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 ③戦争その他の変乱
(2) 特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態（別表2）に該当したとき この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）に該当したときを含みます。	高度障害状態になったときの特約保険金額	被保険者	次のいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表2）に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争その他の変乱

2. 特約死亡保険金受取人は主契約の死亡保険金受取人とします。
3. 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、

会社は、特約死亡保険金を支払いません。

4. 特約死亡保険金を支払った場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社は特約高度障害保険金を支払いません。
5. 特約死亡保険金受取人が故意により被保険者を死亡させた場合で、その者が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は特約死亡保険金の残額をその他の受取人に支払います。
6. 被保険者の生死が不明の場合でも、保険契約者または特約死亡保険金受取人から申出があり、被保険者が死亡したものと会社が認めたときは、会社は特約死亡保険金を特約死亡保険金受取人に支払います。
7. 次の各号の免責事由により特約死亡保険金が支払われない場合には、会社は第14条（特約の返戻金）第2項に定めるこの特約の責任準備金（第5項に該当する場合には支払われない保険金部分の責任準備金）を支払います。この場合の受取人は、保険契約者としします。
 - (1) この特約の責任開始期からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき
8. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が特約死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約高度障害保険金の受取人としします。
9. 被保険者が高度障害状態（別表2）に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了の日に、その回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、その時点では特約高度障害保険金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害保険金を支払います。

第2条の2（特約保険金の削減支払）

戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、前条の規定にかかわらず、会社は特約死亡保険金または特約高度障害保険金を全額または削減して支払うことがあります。

第2条の3（特約高度障害保険金の支払による特約の消滅）

特約高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態（別表2）に該当した時からこの特約は消滅したものとします。

第3条（特約の保険料の払込免除）

1. 主約款の規定によって主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
2. 前項のほか、この特約の保険料の払込免除の取扱については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第4条（特約保険金の請求、支払の時期および場所）

1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。
2. 特約保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社へ提出して特約保険金を請求してください。
3. 前2項のほか、この特約による保険金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第5条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約締結の際に、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者は、被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加することを申出することができます。この場合、新たにこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関し書面で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。会社が、被保険者の選択を行ったうえで承諾したときに、この特約を主契約に付加する

ことができます。この特約の第1回保険料は、第3項ただし書きに規定する責任開始期までに払い込んでください。

3. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日とします。
4. 第2項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に裏書きします。

第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

1. この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。
2. この特約の保険料は、前項の保険料の払込期間中、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
3. 前2項のほか、保険料の払込については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

第7条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第8条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに特約保険金の保険事故が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払い込みの保険料を差し引きます。

第9条（主約款の保険料の自動貸付および貸付の規定を適用する場合の取扱）

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。
2. 主約款の保険料の自動貸付または貸付の規定を適用する場合、この特約の解約返戻金があるときはその金額を主契約の解約返戻金額に加算して取り扱います。
3. 主約款の保険料の自動貸付または貸付の規定による貸付金がある場合には、会社は次のときに支払うべき金額または計算の基準となる解約返戻金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) この特約が消滅したとき
 - (2) この特約の保険期間または保険料払込期間を変更したとき
 - (3) 特約基本保険金額を減額したとき

第10条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約が復活した場合には、復活日を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
3. 前2項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

第11条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. この特約の締結、復活または復旧の際の告知義務および告知義務違反による解除については、次項の規定のほか、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。
2. 会社は、次のいずれかの場合には、主約款の準用によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第2号および第3号の場合には、各号に規定する会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、この特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
 - (1) 会社が特約の締結、復活または復旧の際に、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき

- (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者がこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項に関し告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、この特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項に関し告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) この特約の責任開始期からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期からその日を含めて2年以内にこの特約の保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じていた場合を除きます。

第12条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条（特約の解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約し、第14条（特約の返戻金）に定める解約返戻金を請求することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

第14条（特約の返戻金）

1. この特約の解約返戻金は、保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算し、保険証券に記載します。
2. この特約の責任準備金は、保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
3. 本条の返戻金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の支払請求手続の規定を準用します。
4. 主契約を払済保険または延長定期保険に変更するときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

第15条（特約の消滅）

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
2. 前項第1号の場合、主契約の保険金を支払うべきときを除き、この特約の責任準備金を支払います。ただし、被保険者の死亡が保険契約者の故意によるときは、この特約の責任準備金を支払いません。
3. 第1項第2号の場合、会社はこの特約の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
4. 第1項第3号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に裏書きします。

第16条（特約基本保険金額の減額）

1. 保険契約者は、この特約の基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約基本保険金額が会社の定める金額に満たないときはこの取扱をしません。
2. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の減額が行われたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 本条の減額は、減額の請求日以降に到来する契約応当日をもって行います。
5. 特約基本保険金額が減額されたときは、特約保険金額は、減額された特約基本保険金額と同じ割合で減額されます。
6. 本条の減額を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第17条 (特約の復旧)

1. 主契約の復旧の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. この特約の復旧については、主約款の復旧に関する規定を準用します。
3. この特約を減額した場合の復旧は取り扱いません。

第18条 (定期保険への自動更新)

1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日の1か月前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、会社の定めるところにより、被保険者の選択を受けることなくこの特約の保険期間満了時の特約保険金額と同額の定期保険に更新され継続されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
 - (1) この特約を付加した日から更新後の定期保険の保険期間満了の日までの期間が会社所定の範囲をこえるとき
 - (2) 更新後の定期保険の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社所定の範囲をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満了で定められているとき
 - (4) 更新前の主契約に特別条件特約が付加されているとき
 - (5) 主約款の更新の規定により主契約が更新されないとき
 - (6) この特約の更新時に、会社が定期保険の締結を取り扱っていないとき
2. 更新後の定期保険の保険期間は、更新前の主契約の保険期間と同一とします。
3. 更新された定期保険の保険料は、更新日（この特約の保険期間満了の日の翌日。以下同じ。）における被保険者の年齢によって計算します。
4. 更新された定期保険の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
5. 更新後の定期保険の第1回保険料の払込については、次の猶予期間があります。この場合、第8条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）の規定を準用します。
 - (1) 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
6. 猶予期間中に第4項の保険料が払い込まれないとき、または定期保険に更新されたときこの特約は更新日にさかのぼって消滅します。
7. 更新後の定期保険には、更新時の定期保険の普通保険約款および保険料率が適用されます。
8. 更新後の定期保険の保険金額は、更新前のこの特約の保険金額と同一とします。ただし、更新時において会社が認めた場合は、会社が定める範囲内で更新後の定期保険の保険金額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の3か月前までに請求してください。
9. 本条の規定によりこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の定期保険の保険期間は継続した保険期間とみなします。
10. この特約が定期保険に更新されたときは、会社は新たな保険証券を発行します。
11. 第14条（特約の返戻金）に定める返戻金は、更新後の定期保険契約に基づき計算します。

第19条 (他の個人保険への加入または変更の取扱)

1. 2年以上継続して被保険者であった者は、この特約の解約によるまたは保険期間満了による保障の消滅の日から1か月以内であれば、会社の定めるところにより、医師の診査および書面による告知を省略して、他の個人保険契約に加入することができます。この場合の死亡保険金額は、この特約の解約の日または特約の保険期間満了の日における死亡保険金額を限度とします。
2. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定めるところにより、この特約を他の個人保険契約に変更することができます。この場合、会社が必要と認めたときは、会社は被保険者に関し書面で質問を行い、また、会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。

3. 前項の規定により、この特約が他の個人保険へ変更されたときは、会社は新たな保険証券を発行します。

第19条の2（会社への通知による特約死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知が会社へ到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に特約死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の特約死亡保険金受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
3. 特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人とします。
4. 前項の規定により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
5. 前2項により特約死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 保険契約者またはその承継人が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社へ提出してください。
7. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きをします。

第19条の3（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者またはその承継人は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者またはその承継人が死亡した後、保険契約者またはその承継人の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第19条の4（特約死亡保険金受取人の代表者）

1. 保険契約について、特約死亡保険金受取人が2人以上ある場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明である場合には、会社が特約死亡保険金受取人の1人に対して行った行為は、他の者に対しても効力を生じます。

第20条（契約者配当）

この特約については、契約者配当はありません。

第21条（削除）

第22条（管轄裁判所）

この特約における特約保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第24条（保険料払込方法が一時払の場合の特則）

この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特約の保険料の払込免除）、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第2項から第4項まで、第8条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）、第9条（主約款の保険料の自動貸付および貸付の規定を適用する場合の取扱）の規定は適用しません。
- (2) この特約の規定中、「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えて適用します。
- (3) 主契約の保険料払込方法が年払、半年払または月払の契約で、この特約が定期保険へ更新される場合は、

更新後の定期保険の保険料払込方法および保険料払込方法（経路）は更新前の主契約の保険料払込方法および保険料払込方法（経路）と同一に変更し更新されるものとします。ただし、保険契約者の申出があれば一時払で更新の取扱を行います。

- (4) 主契約において保険料の払込が免除されるときは、第18条（定期保険への自動更新）の規定にかかわらず、この特約の定期保険への更新は行いません。ただし、保険契約者の申出があれば、更新の取扱を行います。この場合一時払保険料を払い込むことを要します。一時払保険料の払込に関しては第18条（定期保険への自動更新）第5項の年払または半年払契約の場合の規定を準用します。
- (5) 保険料払込方法を年払、半年払または月払に変更してこの特約を定期保険へ更新した場合、更新日以後、更新日前に生じた事由により、保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険料の払込免除の取扱は行いません。

第25条（ステップ払込方式の特約に関する特則）

1. 保険契約者は、この特約の締結の際または締結後、会社の定めるところにより、この特約を付加した日から起算した会社所定の期間（以下「ステップ期間」といいます。）経過後のこの特約の保険料を、ステップ期間中のこの特約の保険料に会社所定の率を乗じた額に設定した払込方式を選択することができます。
2. この特約の締結後にこの特則を適用するときは、保険証券に裏書きします。この場合、会社の定めるところにより計算した金額を授受し、将来のこの特約の保険料を改めます。
3. この特則を適用する特約については、次の各号のとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、前2項の規定を適用しない特約に変更することができます。ただし、第3条（特約の保険料の払込免除）の規定によりこの特約の保険料の払込が免除されているときを除きます。
 - (2) 前号の場合、会社の定めるところにより計算した金額を授受し、将来のこの特約の保険料を改めます。この場合、保険証券に裏書きします。
4. 主約款の保険料払込期間の変更の規定により保険料払込期間を短縮する場合で、短縮後のこの特約の保険料払込期間がステップ期間以内となるときには、この特則は適用しません。

第26条（新医療保険の契約に付加する場合の特則）

この特約を新医療保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）第2項の規定は適用しません。
- (2) 第2条（特約保険金の支払）の規定により特約高度障害保険金が支払われる場合には、第3条（特約の保険料の払込免除）の規定は適用しません。
- (3) 第4条（特約保険金の請求、支払の時期および場所）第3項および第14条（特約の返戻金）第3項中、「主約款の保険金」とあるのは「主約款の給付金」と読み替えます。
- (4) 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本号において「団体」といいます。）を保険契約者および特約死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする場合、保険契約者である団体が特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の請求の際、次の①または②のいずれかおよび③の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - ① 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - ② 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - ③ 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
- (5) 第15条（特約の消滅）第1項第1号の規定にかかわらず、主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。この場合、第15条（特約の消滅）第2項の規定は適用しません。
- (6) 主約款第24条（給付金の受取人による保険契約の存続）第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは同条第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、同条第2項本文の金額のうちこの特約にかかる金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき

金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人または特約高度障害保険金の受取人に支払います。

- (7) 主約款に前号に規定する「第24条（給付金の受取人による保険契約の存続）」の規定がない場合には、前号を適用しません。この場合、経過措置に関する特約第5条（保険金受取人による保険契約の存続）の規定により取り扱います。

別表1 請求書類

1. 特約保険金等の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）と死亡保険金受取人の戸籍抄本 (4) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
2	特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害状態になった被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
3	契約内容の変更 (1) 特約基本保険金額の減額 (2) 特約の保険期間の変更 (3) 特約の中途付加 (4) 特約の解約 (5) 特約保険料払込方式の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての会社所定の告知書
4	他の個人保険への加入または変更の取扱	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券 (5) 生命保険契約申込書
5	保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略もしくは正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考【別表2】

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

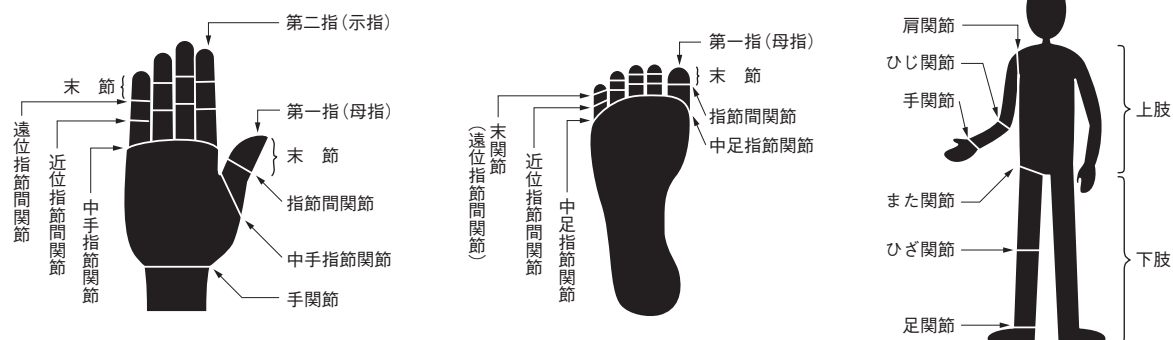
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

〈身体部位の名称図〉

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表3 特約保険金額増加割合表

○通増限度5倍

〔各保険年度の特約保険金額＝特約基本保険金額×別表の割合〕

保険年度	増加率 3%	増加率 5%	増加率 7%	増加率 10%	保険年度	増加率 3%	増加率 5%	増加率 7%	増加率 10%
1	1.000	1.000	1.000	1.000	31	2.427	4.322	5.000	5.000
2	1.030	1.050	1.070	1.100	32	2.500	4.538	5.000	5.000
3	1.061	1.103	1.145	1.210	33	2.575	4.765	5.000	5.000
4	1.093	1.158	1.225	1.331	34	2.652	5.000	5.000	5.000
5	1.126	1.216	1.311	1.464	35	2.732	5.000	5.000	5.000
6	1.159	1.276	1.403	1.611	36	2.814	5.000	5.000	5.000
7	1.194	1.340	1.501	1.772	37	2.898	5.000	5.000	5.000
8	1.230	1.407	1.606	1.949	38	2.985	5.000	5.000	5.000
9	1.267	1.477	1.718	2.144	39	3.075	5.000	5.000	5.000
10	1.305	1.551	1.838	2.358	40	3.167	5.000	5.000	5.000
11	1.344	1.629	1.967	2.594	41	3.262	5.000	5.000	5.000
12	1.384	1.710	2.105	2.853	42	3.360	5.000	5.000	5.000
13	1.426	1.796	2.252	3.138	43	3.461	5.000	5.000	5.000
14	1.469	1.886	2.410	3.452	44	3.565	5.000	5.000	5.000
15	1.513	1.980	2.579	3.797	45	3.671	5.000	5.000	5.000
16	1.558	2.079	2.759	4.177	46	3.782	5.000	5.000	5.000
17	1.605	2.183	2.952	4.595	47	3.895	5.000	5.000	5.000
18	1.653	2.292	3.159	5.000	48	4.012	5.000	5.000	5.000
19	1.702	2.407	3.380	5.000	49	4.132	5.000	5.000	5.000
20	1.754	2.527	3.617	5.000	50	4.256	5.000	5.000	5.000
21	1.806	2.653	3.870	5.000	51	4.384	5.000	5.000	5.000
22	1.860	2.786	4.141	5.000	52	4.515	5.000	5.000	5.000
23	1.916	2.925	4.430	5.000	53	4.651	5.000	5.000	5.000
24	1.974	3.072	4.741	5.000	54	4.790	5.000	5.000	5.000
25	2.033	3.225	5.000	5.000	55	4.934	5.000	5.000	5.000
26	2.094	3.386	5.000	5.000	56	5.000	5.000	5.000	5.000
27	2.157	3.556	5.000	5.000	～				
28	2.221	3.733	5.000	5.000					
29	2.288	3.920	5.000	5.000					
30	2.357	4.116	5.000	5.000					

保険 年度	増加率 11%	増加率 12%	増加率 13%	増加率 14%	増加率 15%	増加率 16%	増加率 17%	増加率 18%	増加率 19%	増加率 20%
1	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
2	1.110	1.120	1.130	1.140	1.150	1.160	1.170	1.180	1.190	1.200
3	1.232	1.254	1.277	1.300	1.323	1.346	1.369	1.392	1.416	1.440
4	1.368	1.405	1.443	1.482	1.521	1.561	1.602	1.643	1.685	1.728
5	1.518	1.574	1.630	1.689	1.749	1.811	1.874	1.939	2.005	2.074
6	1.685	1.762	1.842	1.925	2.011	2.100	2.192	2.288	2.386	2.488
7	1.870	1.974	2.082	2.195	2.313	2.436	2.565	2.700	2.840	2.986
8	2.076	2.211	2.353	2.502	2.660	2.826	3.001	3.185	3.379	3.583
9	2.305	2.476	2.658	2.853	3.059	3.278	3.511	3.759	4.021	4.300
10	2.558	2.773	3.004	3.252	3.518	3.803	4.108	4.435	4.785	5.000
11	2.839	3.106	3.395	3.707	4.046	4.411	4.807	5.000	5.000	5.000
12	3.152	3.479	3.836	4.226	4.652	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000
13	3.498	3.896	4.335	4.818	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000
14	3.883	4.363	4.898	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000
15	4.310	4.887	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000
16	4.785	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000
17	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000
18	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000
19	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000
20	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000
～										

災害割増特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が不慮の事故または所定の感染症により死亡し、または高度障害状態になったときに所定の給付を行うものです。

第1条（災害保険金の支払）

1. この特約の災害死亡保険金および災害高度障害保険金（以下「災害保険金」といいます。）は次のとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	保険金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
(1) 災害死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ①この特約の責任開始期（復活が行われた場合の特約または復旧もしくは災害保険金額の増額が行われた場合の特約の増額分については、最後の復活、復旧または災害保険金額の増額の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②この特約の責任開始期以後に発病した別表4に定める感染症を直接の原因として死亡したとき	災害死亡保険金額	主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ③被保険者の犯罪行為 ④被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱
(2) 災害高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ①この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表3）になったとき この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。 ②この特約の責任開始期以後に発病した感染症（別表4）を直接の原因として高度障害状態（別表3）になったとき この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発病した感染症（別表4）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときも同様とします。	災害高度障害保険金額	被保険者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ③被保険者の犯罪行為 ④被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱

2. 災害死亡保険金を支払う前に災害高度障害保険金の請求を受け、災害高度障害保険金が支払われるときは、会社は災害死亡保険金を支払いません。
3. 災害死亡保険金を支払った場合には、その支払後に災害高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は災害高度障害保険金を支払いません。
4. 災害死亡保険金が支払われた場合、会社は第15条（特約の返戻金）第3項に定めるこの特約の未経過保険料があるときはこれを災害死亡保険金受取人に払い戻します。

5. 災害死亡保険金受取人が、故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その者が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は災害死亡保険金の残額をその他の受取人に支払います。
6. 被保険者の生死が不明の場合でも、保険契約者または災害死亡保険金受取人から申出があり、被保険者が死亡したものと会社が認めたときは、会社は災害死亡保険金を災害死亡保険金受取人に支払います。
7. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を災害高度障害保険金の受取人とします。
8. 被保険者が高度障害状態（別表3）に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了の日に、その回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、その時点では災害高度障害保険金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（その回復の見込がないことが明らかになった日は不慮の事故（別表2）からその日を含めて180日以内であることを要します。）には、災害高度障害保険金を支払います。
9. 災害高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態（別表3）に該当した時からこの特約は消滅したものとします。この場合、会社は第15条（特約の返戻金）第3項に定めるこの特約の未経過保険料があるときはこれを災害高度障害保険金の受取人に払い戻します。

第2条（災害保険金の削減支払）

次のいずれかにより災害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎および会社の財務の健全性に及ぼす影響が少ないと会社が判断したときは、前条の規定にかかわらず、会社は災害保険金を全額または削減して支払うことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第3条（特約の保険料の払込免除）

1. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
2. 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。
3. この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、本条の規定は適用しません。

第4条（災害保険金の請求、支払の時期および場所）

1. 災害保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または災害保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 災害保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して災害保険金を請求してください。
3. 前2項のほか、この特約による災害保険金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第5条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約締結の際に、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者は、被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加することを申出することができます。この場合、新たにこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関し書面で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。会社が、被保険者の選択を行ったうえで、承諾したときに、この特約を主契約に付加することができます。
3. この特約の責任開始期は、主契約と同時とします。ただし、前項の場合、会社は次の時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の申込を承諾した後にこの特約の保険料を受け取った場合
この特約の保険料を受け取った時
 - (2) この特約の保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込を承諾した場合
告知の時またはこの特約の保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時

4. 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に裏書きします。

第6条（特約の保険期間、保険料の払込期間および保険料の払込）

1. この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。
2. この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、払い込むべき主契約の保険料があるときは、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。
4. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、つぎに定める方法によります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間経過後において、払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
 - (2) 前号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日には解約されたものとします。
5. 前4項のほか、保険料の払込については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

第7条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

この特約の保険料が払い込まれないまま、猶予期間中に、災害保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき災害保険金額から未払込の保険料を差し引きます。

第8条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第9条（主約款の保険料の自動貸付および貸付の規定を適用する場合の取扱）

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。
2. 主約款の保険料の自動貸付または貸付の規定を適用する場合、この特約の解約返戻金があるときはその金額を主契約の解約返戻金額に加算して取り扱います。また、この特約の未経過保険料があるときは、その金額を主契約の未経過保険料の金額に加算して取り扱います。
3. 主約款の保険料の自動貸付または貸付の規定による貸付金がある場合には、会社は次のときに支払うべき金額または計算の基準となる解約返戻金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) この特約が消滅したとき
 - (2) この特約の保険期間または保険料払込期間を変更したとき
 - (3) 災害保険金額を減額したとき

第10条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約が復活した場合には、復活日を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
3. 前2項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

第11条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日の1か月前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、更新され継続されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
 - (1) この特約を付加した日から更新後のこの特約の保険期間満了の日までの期間が会社所定の範囲をこえるとき

- (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社所定の範囲をこえるとき
- (3) この特約の保険期間が歳満了で定められているとき
- (4) 更新前の主契約に特別条件特約が付加されているとき
- (5) 主約款の更新の規定により主契約が更新されないとき
- (6) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
2. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は会社の定める範囲で短期の保険期間に変更して更新します。
3. 更新されたこの特約の保険料は、更新日（この特約の保険期間満了の日の翌日。以下同じ。）における被保険者の年齢によって計算します。
4. 更新されたこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
5. 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、この特約は更新日にさかのぼって消滅します。
6. 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
7. 更新後のこの特約の災害保険金額は、更新前のこの特約の災害保険金額と同一とします。ただし、更新時において会社が認めた場合は、会社が定める範囲内で更新後のこの特約の災害保険金額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の3か月前までに請求してください。
8. 本条の規定によりこの特約が更新されたときは、第1条（災害保険金の支払）、第3条（特約の保険料の払込免除）、第7条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）および第12条（告知義務および告知義務違反による解除）の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続した保険期間とみなします。
9. この特約が更新されたときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
10. 第1項第6号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号から第4号までの規定に該当しないときは、保険契約者からとくに申出がない限り被保険者の同意を得て、更新の取扱に準じて、会社が定めるこの特約と同種類の特約を更新時に付加します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
11. この特約の保険料の払込方法が一時払の場合は主約款の年払契約の猶予期間の規定を準用します。
12. 第15条（特約の返戻金）に定める返戻金は、更新後の保険契約に基づき計算します。

第12条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. この特約の締結、復活または災害保険金額の増額の際の告知義務および告知義務違反による解除については、次項の規定のほか、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。
2. 会社は、次のいずれかの場合には、主約款の準用によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第2号および第3号の場合には、各号に規定する会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、この特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
 - (1) 会社が特約の締結、復活または復旧の際に、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者がこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項に関し告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、この特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項に関し告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期からその日を含めて2年以内にこの特約の保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じていた場合を除きます。

第13条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者または災害保険金の受取人に通知します。

第14条（特約の解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。この際、第15条（特約の返戻金）に定める解約返戻金または未経過保険料があるときは、請求することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

第15条（特約の返戻金）

1. この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約に対する解約返戻金はありません。
2. この特約の保険料払込期間と保険期間が異なる場合で、この特約が失効したとき、または解除、解約されたとき、もしくは第16条（特約の消滅）第1項第2号の規定によりこの特約が消滅したときには、会社は、主約款の解約返戻金に関する規定を準用してこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。この特約の解約返戻金または責任準備金は、以下の方法により計算し、この特約の解約返戻金については保険証券に記載します。本項の「年月数」および次項の「月数」の計算に際して、1か月未満の端数が生じたときは切り上げます。
 - (1) 主契約の契約日が平成22年4月1日以降の保険契約
保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数と経過した年月数の小さい方により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
 - (2) 主契約の契約日が平成22年3月31日以前の保険契約
保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
3. 年払契約または半年払契約の払い込んだこの特約の保険料のうち未経過期間に対応する保険料相当額をこの特約の未経過保険料といい、主約款の保険料の払込に関する規定を準用して、以下の算式のとおりに計算します。ただし、主契約の契約日が平成22年3月31日以前の保険契約には、この特約の未経過保険料はありません。なお、契約日の年月日にかかわらず、月払契約および一時払には未経過保険料はありません。
 - (1) 年払契約

$$\text{この特約の未経過保険料} = \frac{\text{この特約の年払保険料} \times \left(\left(\frac{\text{この特約の}}{\text{保険料払込月数}} \right) - \left(\frac{\text{この特約の}}{\text{経過月数}} \right) \right)}{12}$$
 - (2) 半年払契約

$$\text{この特約の未経過保険料} = \frac{\text{この特約の半年払保険料} \times \left(\left(\frac{\text{この特約の}}{\text{保険料払込月数}} \right) - \left(\frac{\text{この特約の}}{\text{経過月数}} \right) \right)}{6}$$
4. 主契約を払済保険または延長定期保険に変更するときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
5. 本条の解約返戻金または未経過保険料の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の支払請求手続の規定を準用します。

第16条（特約の消滅）

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
2. 前項第1号の場合、主契約の保険金を支払うときを除き、この特約の責任準備金を支払います。ただし、被保険者の死亡が保険契約者の故意によるときは、この特約の責任準備金を支払いません。
3. 第1項第2号の場合、会社はこの特約の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
4. 第1項第3号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に裏書きします。
5. 第1項の規定によってこの特約が消滅した場合、前条第3項に定める未経過保険料があるときは、保険契約者

に払い戻します。

第17条（災害保険金額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約の災害保険金額を増額することができます。
2. 保険契約者が本条の増額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の増額を承諾した場合には、会社は、会社所定の金額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）から増額分に対するこの特約上の責任を開始し、この日をこの特約の増額日とします。
4. 本条の増額を行ったときは、保険証券に裏書きします。
5. 次の場合には、会社は本条の増額を取り扱いません。
 - (1) 増額後の災害保険金額が会社所定の限度をこえるとき
 - (2) この特約を付加した日または最後の更新日、復活日もしくは増額日からその日を含めて2年未満のとき

第18条（災害保険金額の減額）

1. 保険契約者は、この特約の災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後のこの特約の災害保険金額が会社所定の限度を下回るときは、会社は本条の災害保険金額の減額を取り扱いません。
2. 主契約の保険金額が減額された場合に、この特約の災害保険金額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の災害保険金額を減額します。
3. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
4. 本条の減額が行われたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
5. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
6. 本条の減額を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第19条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定により請求された復旧を承諾した場合は、主約款の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。
3. 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、保険証券に裏書きします。

第20条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

第21条（削除）

第22条（管轄裁判所）

この特約における災害保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

1. 保険金、給付金および保険料の払込免除の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	死亡保険金 災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (3) 死亡した被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証 (7) 不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金のみ）
2	高度障害保険金 災害高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害状態になった被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証 (7) 不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金のみ）
3	障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
4	災害入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
5	疾病入院給付金 手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券 (5) 最終の保険料領収証
6	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

2. その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 会社所定の申込書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
3	保険料払込方法〈回数〉の変更	(1) 会社所定の請求書
4	保険期間または 保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
5	給付金日額および 保険金額の増額・減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
6	受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならび にサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他およ び詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露お よび放置（E904）中の飢餓、渇」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸 入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下 による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外します。	E910～E915

分 類 項 目	基本分類表番号
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E978）」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考【別表3】

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴の

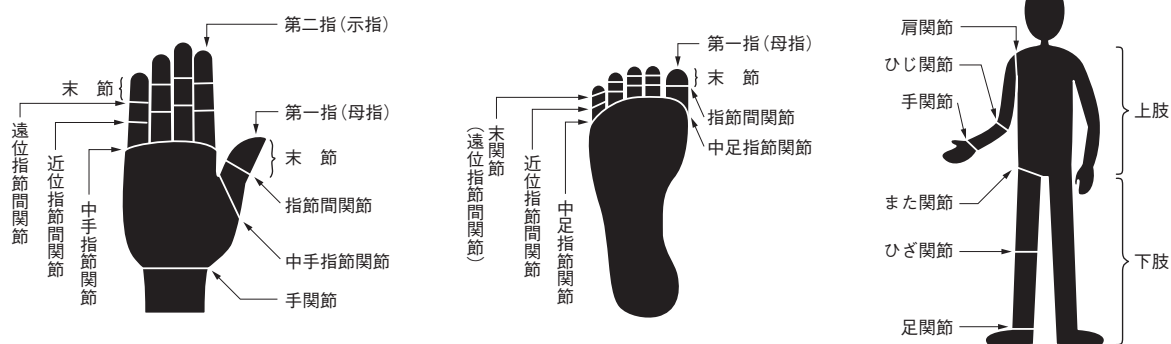
いずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

〈身体部位の名称図〉

身体の部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表4 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

傷害特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が不慮の事故により死亡し、または身体障害の状態になったときに所定の給付を行うものです。

第1条（保険金および給付金の支払）

1. この特約の災害死亡保険金および障害給付金（以下「保険金および給付金」といいます。）は次のとおりです。

保険金 および 給付金 の種類	保険金および給付金を支払う場合 （以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	保険金および給付金を支払わない場合 （以下「免責事由」といいます。）
(1) 災 害 死 亡 保 険 金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ①この特約の責任開始期（復活が行われた場合の特約または復旧もしくは災害保険金額の増額が行われた場合の特約の増額分については、最後の復活、復旧または災害保険金額の増額の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②この特約の責任開始期以後に発病した別表10に定める感染症を直接の原因として死亡したとき	災 害 保 険 金 額	主たる 保険契約 （以下「主 契約」とい います。） の死亡保 険金受取 人	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②災害死亡保険金については、災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ③被保険者の犯罪行為 ④被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱
(2) 障 害 給 付 金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険期間中に身体障害状態（別表9）に該当したとき	災害保険 金額 × 別表9に 定める給 付割合	被 保 険 者	

2. 災害死亡保険金を支払う場合に、障害給付金について次のいずれかに該当する事実があるときは、災害死亡保険金額にその該当する給付割合を乗じて得た金額の合計額を災害死亡保険金額から差し引きます。

- (1) 災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表2）と同一の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
 - (2) 災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表2）と同一の事故による障害給付金の請求を受け、支払うこととした障害給付金をまだ支払っていないとき
3. 災害死亡保険金受取人が、故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その者が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は災害死亡保険金の残額をその他の受取人に支払います。
 4. 災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表2）と同一の事故による障害給付金の請求を受けても、会社は障害給付金を支払いません。
 5. 災害死亡保険金が支払われた場合、会社は第16条（特約の返戻金）第3項に定めるこの特約の未経過保険料があるときはこれを災害死亡保険金受取人に払い戻します。
 6. 被保険者の生死が不明の場合でも、保険契約者または災害死亡保険金受取人から申出があり、被保険者が死亡したものと会社が認めたときは、会社は災害死亡保険金を災害死亡保険金受取人に支払います。
 7. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を障害給付金の受取人とします。
 8. 被保険者が身体障害の状態（別表9）に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了の日に、その回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、その時点では障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（その回復の見込がないことが明らかになった日は不慮の事故（別表2）からその日を含めて180日以内

内であることを要します。)には、障害給付金を支払います。

第2条（保険金および給付金の削減支払）

次のいずれかにより保険金または給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎および会社の財務の健全性に及ぼす影響が少ないと会社が判断したときは、前条の規定にかかわらず、会社は保険金または給付金を全額または削減して支払うことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第3条（障害給付金の支払限度）

この特約による障害給付金の支払は、その支払割合を通算して100%をもって限度とします。

第4条（特約の保険料の払込免除）

1. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
2. 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。
3. この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、本条の規定は適用しません。

第5条（保険金および給付金の請求、支払の時期および場所）

1. 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。
2. 保険金または給付金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社へ提出して保険金または給付金を請求してください。
3. 前2項のほか、この特約による保険金または給付金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第6条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約締結の際に、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者は、被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加することを申出することができます。この場合、新たにこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関し書面で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。会社が、被保険者の選択を行ったうえで承諾したときに、この特約を主契約に付加することができます。
3. この特約の責任開始期は、主契約と同時とします。ただし、前項の場合、会社は次の時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の申込を承諾した後にこの特約の保険料を受け取った場合
この特約の保険料を受け取った時
 - (2) この特約の保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込を承諾した場合
告知の時またはこの特約の保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時
4. 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に裏書きします。

第7条（特約の保険期間、保険料の払込期間および保険料の払込）

1. この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。
2. この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、払い込むべき主契約の保険料があるときは、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。
4. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、つぎに定める方法によります。

- (1) 主契約の保険料払込期間経過後において、払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により主契約の保険料払込期間の満了するときまでに一括して前納することを要します。
 - (2) 前号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日には解約されたものとします。
5. 前4項のほか、保険料の払込については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

第8条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

1. この特約の保険料が払い込まれないまま、猶予期間中に、保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき保険金額または給付金額から未払込の保険料を差し引きます。
2. 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間が満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は給付金を支払いません。

第9条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第10条（主約款の保険料の自動貸付および貸付の規定を適用する場合の取扱）

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。
2. 主約款の保険料の自動貸付または貸付の規定を適用する場合、この特約の解約返戻金があるときはその金額を主契約の解約返戻金額に加算して取り扱います。また、この特約の未経過保険料があるときは、その金額を主契約の未経過保険料の金額に加算して取り扱います。
3. 主約款の保険料の自動貸付または貸付の規定による貸付金がある場合には、会社は次のときに支払うべき金額または計算の基準となる解約返戻金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) この特約が消滅したとき
 - (2) この特約の保険期間または保険料払込期間を変更したとき
 - (3) 災害保険金額を減額したとき

第11条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約が復活した場合には、復活日を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
3. 前2項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

第12条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日の1か月前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、更新され継続されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
 - (1) この特約を付加した日から更新後のこの特約の保険期間満了の日までの期間が会社所定の範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社所定の範囲をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満了で定められているとき
 - (4) 更新前の主契約に特別条件特約が付加されているとき
 - (5) 主約款の更新の規定により主契約が更新されないとき
 - (6) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
2. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第

- 2号の規定に該当する場合には、この特約は会社の定める範囲で短期の保険期間に変更して更新します。
3. 更新されたこの特約の保険料は、更新日（この特約の保険期間満了の日の翌日。以下同じ。）における被保険者の年齢によって計算します。
 4. 更新されたこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
 5. 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、この特約は更新日にさかのぼって消滅します。
 6. 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 7. 更新後のこの特約の災害保険金額は、更新前のこの特約の災害保険金額と同一とします。ただし、更新時において会社が認めた場合は、会社が定める範囲内で更新後のこの特約の災害保険金額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の3か月前までに請求してください。
 8. 本条の規定によりこの特約が更新されたときは、第1条（保険金および給付金の支払）、第3条（障害給付金の支払限度）、第4条（特約の保険料の払込免除）、第8条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）および第13条（告知義務および告知義務違反による解除）の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続した保険期間とみなします。
 9. この特約が更新されたときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
 10. 第1項第6号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号から第4号までの規定に該当しないときは、保険契約者からとくに申出がない限り被保険者の同意を得て、更新の取扱に準じて、会社が定めるこの特約と同種類の特約を更新時に付加します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
 11. この特約の保険料の払込方法が一時払の場合は主約款の年払契約の猶予期間の規定を準用します。
 12. 第16条（特約の返戻金）に定める返戻金は、更新後の保険契約に基づき計算します。

第13条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. この特約の締結、復活または災害保険金額の増額の際の告知義務および告知義務違反による解除については、次項の規定のほか、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。
2. 会社は、次のいずれかの場合には、主約款の準用によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第2号および第3号の場合には、各号に規定する会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、この特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
 - (1) 会社が特約の締結、復活または復旧の際に、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者がこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項に関し告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、この特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項に関し告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期からその日を含めて2年以内にこの特約の保険金もしくは給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じていた場合を除きます。

第14条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。

第15条（特約の解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。この際、第16条（特約の返戻金）に定める解約返戻金または未経過保険料があるときは、請求することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

第16条（特約の返戻金）

1. この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約に対する解約返戻金はありません。
2. この特約の保険料払込期間と保険期間が異なる場合で、この特約が失効したとき、または解除、解約されたとき、もしくは第17条（特約の消滅）第1項第2号の規定によりこの特約が消滅したときには、会社は、主約款の解約返戻金に関する規定を準用してこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。この特約の解約返戻金または責任準備金は、以下の方法により計算し、この特約の解約返戻金については保険証券に記載します。本項の「年月数」および次項の「月数」の計算に際して、1か月未満の端数が生じたときは切り上げます。
 - (1) 主契約の契約日が平成22年4月1日以降の保険契約
保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数と経過した年月数の小さい方により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
 - (2) 主契約の契約日が平成22年3月31日以前の保険契約
保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
3. 年払契約または半年払契約の払い込んだこの特約の保険料のうち未経過期間に対応する保険料相当額をこの特約の未経過保険料といい、主約款の保険料の払込に関する規定を準用して、以下の算式のとおりに計算します。ただし、主契約の契約日が平成22年3月31日以前の保険契約には、この特約の未経過保険料はありません。なお、契約日の年月日にかかわらず、月払契約および一時払には未経過保険料はありません。
 - (1) 年払契約

$$\text{この特約の未経過保険料} = \frac{\text{この特約の年払保険料} \times \left(\left(\frac{\text{この特約の}}{\text{保険料払込月数}} \right) - \left(\frac{\text{この特約の}}{\text{経過月数}} \right) \right)}{12}$$
 - (2) 半年払契約

$$\text{この特約の未経過保険料} = \frac{\text{この特約の半年払保険料} \times \left(\left(\frac{\text{この特約の}}{\text{保険料払込月数}} \right) - \left(\frac{\text{この特約の}}{\text{経過月数}} \right) \right)}{6}$$
4. 主契約を払済保険または延長定期保険に変更するときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
5. 本条の解約返戻金または未経過保険料の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の支払請求手続の規定を準用します。

第17条（特約の消滅）

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
2. 前項第1号の場合、主契約の保険金を支払うときを除き、この特約の責任準備金を支払います。ただし、被保険者の死亡が保険契約者の故意によるときは、この特約の責任準備金を支払いません。
3. 第1項第2号の場合、会社はこの特約の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
4. 第1項第3号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に裏書きします。
5. 第1項の規定によってこの特約が消滅した場合、前条第3項に定める未経過保険料があるときは、保険契約者に払い戻します。

第18条（災害保険金額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約の災害保険金額を増額することができます。
2. 保険契約者が本条の増額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の増額を承諾した場合には、会社は会社所定の金額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）から増額分に対するこの特約上の責任を開始し、この日をこの特約の増額日とします。

4. 本条の増額を行ったときは、保険証券に裏書きします。
5. 次の場合には、会社は本条の増額を取り扱いません。
 - (1) 増額後の災害保険金額が会社所定の限度をこえるとき
 - (2) この特約を付加した日または最後の更新日、復活日もしくは増額日からその日を含めて2年未満のとき

第19条（災害保険金額の減額）

1. 保険契約者は、この特約の災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後のこの特約の災害保険金額が会社所定の限度を下回るときは、会社は本条の災害保険金額の減額を取り扱いません。
2. 主契約の保険金額が減額された場合に、この特約の災害保険金額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の災害保険金額を減額します。
3. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
4. 本条の減額が行われたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
5. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
6. 本条の減額を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第20条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定により請求された復旧を承諾した場合は、主約款の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。
3. 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、保険証券に裏書きします。

第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

第22条（削除）

第23条（管轄裁判所）

この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

1. 保険金、給付金および保険料の払込免除の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	死亡保険金 災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (3) 死亡した被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証 (7) 不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金のみ）
2	高度障害保険金 災害高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害状態になった被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証 (7) 不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金のみ）
3	障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
4	災害入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
5	疾病入院給付金 手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券 (5) 最終の保険料領収証
6	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

2. その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 会社所定の申込書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
3	保険料払込方法〈回数〉の変更	(1) 会社所定の請求書
4	保険期間または保険料 払込期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
5	給付金日額および 保険金額の増額・減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
6	受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならび にサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他およ び詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露お よび放置（E904）中の飢餓、渴」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸 入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下 による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外します。	E910～E915

分 類 項 目	基本分類表番号
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E978）」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

別表5 身体の同一部位

- (1) 1 上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 1 下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表9の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1 上肢と1 下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表 9 障害給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%

等級	身 体 障 害	給付割合
第 5 級	28. 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）を失ったか、第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）を含んで 2 手指を失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）以外の 3 手指を失ったもの 31. 1 手の第 1 指（母指）および第 2 指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1 足の 5 足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%
第 6 級	37. 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢が永久に 3 センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）の用を全く永久に失ったか、第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）を含んで 2 手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）以外の 2 手指もしくは 3 手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第 1 指（母指）および第 2 指（示指）以外の 1 手指または 2 手指を失ったもの 42. 1 足の第 1 指（母指）または他の 4 足指を失ったもの 43. 1 足の第 1 指（母指）を含んで 3 足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%
(1) 身体障害の状態が上記の 2 種目以上に該当するときは、その給付割合は、それぞれの身体障害の状態が属する等級の給付割合の合計の割合とします。ただし、身体の同一部位（別表 5）に生じた 2 種目以上の身体障害の状態については、その給付割合は、そのうち最も上位の種目の属する等級の給付割合とします。 (2) すでに上記に該当する身体障害のあった身体の同一部位（別表 5）に生じた身体障害については、その給付割合は、すでにあった身体障害を含めた新たな身体障害の状態が属する等級の給付割合からすでにあった身体障害の状態が属する等級の給付割合を差し引いて得られる割合とします。		

備考【別表9】

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難でその都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a ・ b ・ c デシベルとしたとき、

$$1/4 (a+2b+c)$$
 の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $1/4 (a+2b+c)$ の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上の

ものをいいます。

- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

〈身体部位の名称図〉

身体の部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表10 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

災害入院特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が不慮の事故により5日以上入院したときに所定の給付を行うものです。

第1条（災害入院給付金の支払）

1. この特約の災害入院給付金は次のとおりです。

給付金の種類	給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
災害入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①この特約の責任開始期（復活が行われた場合の特約または復旧もしくは災害入院給付金日額の増額が行われた場合の特約の増額分については、最後の復活、復旧または災害入院給付金日額の増額の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因とする入院であること ②その入院が傷害の治療を目的とすること ③その入院が不慮の事故（別表2）の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること ④その入院が別表7に定める病院または診療所における別表6に定める入院であること ⑤同一の不慮の事故（別表2）による入院日数が継続して5日以上であること	同一の不慮の事故（別表2）による入院1回につき、 (災害入院給付金日額) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)	被保険者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波 ⑧戦争その他の変乱

- 被保険者が2以上の不慮の事故（別表2）により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（別表2）（以下、本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（別表2）（以下、本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払額は、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額とします。
- 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故（別表2）が同一であるときは、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、最後の入院の翌日から、その日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の場合には、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。
- 被保険者の入院中に、この特約の保険期間が満了した場合には、その満了時から継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。この場合の災害入院給付金日額は、保険期間が満了した日のそれと同額とします。
- 被保険者の入院中に災害入院給付金日額が変更された場合には、災害入院給付金の支払額は、各日現在の災害入院給付金日額に基づいて計算します。
- 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を災害入院給付金の受取人とします。

第2条（災害入院給付金の削減支払）

次のいずれかにより災害入院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎および会社の財務の健全性に及ぼす影響が少ないと会社が判断したときは、前条の規定にかかわらず、会社は災害入院給付金を全額または削減して支払うことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第3条（災害入院給付金の支払限度）

この特約による災害入院給付金の支払限度は次のとおりです。

- (1) 同一の不慮の事故（別表2）による入院についての支払限度は、支払日数（災害入院給付金を支払う日数。以下同じ。）120日とします。
- (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して700日とします。

第4条（特約の保険料の払込免除）

1. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
2. 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。
3. この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、本条の規定は適用しません。

第5条（災害入院給付金の請求、支払の時期および場所）

1. 災害入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または災害入院給付金の受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。
2. 災害入院給付金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社へ提出して災害入院給付金を請求してください。
3. 前2項のほか、この特約による災害入院給付金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第6条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約締結の際に、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者は被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加することを申出することができます。この場合、新たにこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関し書面で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。会社が、被保険者の選択を行ったうえで、承諾したときに、この特約を主契約に付加することができます。
3. この特約の責任開始期は、主契約と同時とします。ただし、前項の場合、会社は次の時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の申込を承諾した後にこの特約の保険料を受け取った場合
この特約の保険料を受け取った時
 - (2) この特約の保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込を承諾した場合
告知の時またはこの特約の保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時
4. 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に裏書きします。

第7条（特約の保険期間、保険料の払込期間および保険料の払込）

1. この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。
2. この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、払い込むべき主契約の保険料があるときは、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

4. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、次に定める方法によります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間経過後において、払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により主契約の保険料払込期間の満了するときまでに一括して前納することを要します。
 - (2) 前号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に解約されたものとしします。
5. 前4項のほか、保険料の払込については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

第8条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

1. この特約の保険料が払い込まれないまま、猶予期間中に災害入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき災害入院給付金額から未払込の保険料を差し引きます。
2. 災害入院給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者はその猶予期間が満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は災害入院給付金を支払いません。

第9条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第10条（主約款の保険料の自動貸付および貸付の規定を適用する場合の取扱）

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。
2. 主約款の保険料の自動貸付または貸付の規定を適用する場合、この特約の解約返戻金があるときはその金額を主契約の解約返戻金額に加算して取り扱います。また、この特約の未経過保険料があるときは、その金額を主契約の未経過保険料の金額に加算して取り扱います。
3. 主約款の保険料の自動貸付または貸付の規定による貸付金がある場合には、会社は次のときに支払うべき金額または計算の基準となる解約返戻金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) この特約が消滅したとき
 - (2) この特約の保険期間または保険料払込期間を変更したとき
 - (3) 災害入院給付金日額を減額したとき

第11条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
2. この特約が復活した場合には、復活日を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
3. 前2項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

第12条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日の1か月前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、更新され継続されるものとしします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
 - (1) この特約を付加した日から更新後のこの特約の保険期間満了の日までの期間が会社所定の範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社所定の範囲をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満了で定められているとき
 - (4) 更新前の主契約に特別条件特約が付加されているとき
 - (5) 主約款の更新の規定により主契約が更新されないとき
 - (6) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
2. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一としします。ただし、前項第1号または第

- 2号の規定に該当する場合には、この特約は会社の定める範囲で短期の保険期間に変更して更新します。
3. 更新されたこの特約の保険料は、更新日（この特約の保険期間満了の日の翌日。以下同じ。）における被保険者の年齢によって計算します。
 4. 更新されたこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
 5. 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、この特約は更新日にさかのぼって消滅します。
 6. 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 7. 更新後のこの特約の災害入院給付金日額は、更新前のこの特約の災害入院給付金日額と同一とします。ただし、更新時において会社が認めた場合は、会社が定める範囲内で更新後のこの特約の災害入院給付金日額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の3か月前までに請求してください。
 8. 本条の規定によりこの特約が更新されたときは、第1条（災害入院給付金の支払）、第3条（災害入院給付金の支払限度）、第4条（特約の保険料の払込免除）、第8条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）および第13条（告知義務および告知義務違反による解除）の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続した保険期間とみなします。
 9. この特約が更新されたときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
 10. 第1項第6号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号から第4号までの規定に該当しないときは、保険契約者からとくに申出がない限り被保険者の同意を得て、更新の取扱に準じて、会社が定めるこの特約と同種類の特約を更新時に付加します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
 11. この特約の保険料の払込方法が一時払の場合は主約款の年払契約の猶予期間の規定を準用します。
 12. 第16条（特約の返戻金）に定める返戻金は、更新後の保険契約に基づき計算します。

第13条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. この特約の締結、復活または災害入院給付金日額の増額の際の告知義務および告知義務違反による解除については、次項の規定のほか、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。
2. 会社は、次のいずれかの場合には、主約款の準用によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第2号および第3号の場合には、各号に規定する会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、この特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
 - (1) 会社がこの特約の締結、復活または復旧の際に、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者がこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項に関し告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、この特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項に関し告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期からその日を含めて2年以内にこの特約の給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じていた場合を除きます。

第14条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者または災害入院給付金の受取人に通知します。

第15条（特約の解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。この際、第16条（特約の返戻金）に定める解約返戻金または未経過保険料があるときは、請求することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

第16条（特約の返戻金）

1. この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約に対する解約返戻金はありません。
2. この特約の保険料払込期間と保険期間が異なる場合で、この特約が失効したとき、または解除、解約されたとき、もしくは第17条（特約の消滅）第1項第2号の規定によりこの特約が消滅したときには、会社は、主約款の返戻金に関する規定を準用してこの特約の返戻金を保険契約者に支払います。この特約の解約返戻金または責任準備金は、以下の方法により計算し、この特約の解約返戻金については保険証券に記載します。本項の「年月数」および次項の「月数」の計算に際して、1か月未満の端数が生じたときは切り上げます。
 - (1) 主契約の契約日が平成22年4月1日以降の保険契約
保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数と経過した年月数の小さい方により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
 - (2) 主契約の契約日が平成22年3月31日以前の保険契約
保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
3. 年払契約または半年払契約の払い込んだこの特約の保険料のうち未経過期間に対応する保険料相当額をこの特約の未経過保険料といい、主約款の保険料の払込に関する規定を準用して、以下の算式のとおり計算します。ただし、主契約の契約日が平成22年3月31日以前の保険契約には、この特約の未経過保険料はありません。なお、契約日の年月日にかかわらず、月払契約および一時払には未経過保険料はありません。
 - (1) 年払契約

$$\text{この特約の未経過保険料} = \frac{\text{この特約の年払保険料} \times \left(\left(\frac{\text{この特約の}}{\text{保険料払込月数}} \right) - \left(\frac{\text{この特約の}}{\text{経過月数}} \right) \right)}{12}$$
 - (2) 半年払契約

$$\text{この特約の未経過保険料} = \frac{\text{この特約の半年払保険料} \times \left(\left(\frac{\text{この特約の}}{\text{保険料払込月数}} \right) - \left(\frac{\text{この特約の}}{\text{経過月数}} \right) \right)}{6}$$
4. 主契約を払済保険または延長定期保険に変更するときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
5. 本条の解約返戻金または未経過保険料の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の支払請求手続の規定を準用します。

第17条（特約の消滅）

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (3) この特約の災害入院給付金の支払日数が第3条（災害入院給付金の支払限度）第2号に規定する通算支払限度に達したとき
 - (4) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
2. 前項第1号の場合、主契約の保険金を支払うときを除き、この特約の責任準備金を支払います。ただし、被保険者の死亡が保険契約者の故意によるときは、この特約の責任準備金を支払いません。
3. 第1項第2号の場合、会社はこの特約の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
4. 第1項第4号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に裏書きします。
5. 第1項の規定によってこの特約が消滅した場合、前条第3項に定める未経過保険料があるときは、保険契約者に払い戻します。

第18条（災害入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約の災害入院給付金日額を増額することができます。

2. 保険契約者が本条の増額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の増額を承諾した場合には、会社は、会社所定の金額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）から増額分に対するこの特約上の責任を開始し、この日をこの特約の増額日とします。
4. 本条の増額を行ったときは、保険証券に裏書きします。
5. 次の場合には、会社は本条の増額を取り扱いません。
 - (1) 増額後の災害入院給付金日額が会社所定の限度をこえるとき
 - (2) この特約を付加した日または最後の更新日、復活日もしくは増額日からその日を含めて2年未満のとき

第19条（災害入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、この特約の災害入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のこの特約の災害入院給付金日額が会社所定の限度を下回るときは、会社は本条の災害入院給付金日額の減額を取り扱いません。
2. 主契約の保険金額が減額された場合に、この特約の災害入院給付金日額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の災害入院給付金日額を減額します。
3. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
4. 本条の減額が行われたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
5. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
6. 本条の減額を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第20条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定により請求された復旧を承諾した場合は、主約款の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。
3. 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、保険証券に裏書きします。

第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

第22条（削除）

第23条（管轄裁判所）

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表 1 請求書類

1. 保険金、給付金および保険料の払込免除の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	死亡保険金 災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (3) 死亡した被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証 (7) 不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金のみ）
2	高度障害保険金 災害高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害状態になった被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証 (7) 不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金のみ）
3	障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
4	災害入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
5	疾病入院給付金 手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券 (5) 最終の保険料領収証
6	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

2. その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 会社所定の申込書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
3	保険料払込方法〈回数〉の変更	(1) 会社所定の請求書
4	保険期間または 保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
5	給付金日額および 保険金額の増額・減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
6	受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならび にサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他およ び詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露お よび放置（E904）中の飢餓、渇」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸 入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下 による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外します。	E910～E915

分 類 項 目	基本分類表番号
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E978）」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

別表 6 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表 7 に定める病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 7 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

疾病入院特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が疾病により5日以上入院したとき、または疾病もしくは不慮の事故により手術を受けたときに所定の給付を行うものです。

第1条（給付金の支払）

1. この特約の疾病入院給付金および手術給付金（以下「給付金」といいます。）は次のとおりです。

給付金の種類	給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
(1) 疾病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①この特約の責任開始期（復活が行われた場合の特約または復旧もしくは疾病入院給付金日額の増額が行われた場合の特約の増額分については、最後の復活、復旧または疾病入院給付金日額の増額の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること ②その入院が疾病の治療を目的とすること ③その入院が別表7に定める病院または診療所における別表6に定める入院であること ④その入院日数が継続して5日以上であること	入院1回につき、 (疾病入院給付金日額) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)	被 保 険 者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱
(2) 手術給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき ①この特約の責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術であること (i)疾病 (ii)不慮の事故（別表2）による傷害 (iii)不慮の事故（別表2）以外の外因による傷害 ②その手術が治療を直接の目的とすること ③その手術が別表7に定める病院または診療所における手術であること ④別表10に定めるいずれかの種類の手術であること	手術1回につき、 (疾病入院給付金日額) × (別表10に定める給付倍率)		

2. 次のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして前項の規定を適用します。

- (1) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故（別表2）による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
- (2) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故（別表2）以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- (3) この特約の責任開始期以後に開始した異常分娩（分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの）のための入院

3. 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合は、その入院開始の直接の原因となった疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱います。

4. 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故（別表2）、不慮の事故（別表2）以外の外因による傷害または異常分娩（分娩のうち公

的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの）が同一かまたは医学上重要な関係があるとき、1回の入院とみなして本条および第3条（疾病入院給付金の支払限度）の規定を適用します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

5. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、最後の入院の翌日から、その日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の場合には、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。
6. 被保険者の入院中に、この特約の保険期間が満了した場合には、その満了した時から継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。この場合の疾病入院給付金日額は、保険期間が満了した日のそれと同額とします。
7. 被保険者の入院中に疾病入院給付金日額が変更された場合には、給付金の支払額は、各日現在の疾病入院給付金日額に基づいて計算します。
8. 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた疾病、不慮の事故（別表2）または不慮の事故（別表2）以外の外因による傷害の治療を目的として入院し、または手術を受けた場合でも、この特約の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院または受けた手術は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
9. 被保険者が時期を同じくして、2種類以上の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず別表10に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。
10. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を給付金の受取人とします。

第2条（給付金の削減支払）

次のいずれかにより給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎および会社の財務の健全性に及ぼす影響が少ないと会社が判断したときは、前条の規定にかかわらず、会社は給付金を全額または削減して支払うことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第3条（疾病入院給付金の支払限度）

この特約による疾病入院給付金の支払限度は次のとおりです。

- (1) 1回の入院について支払日数（疾病入院給付金を支払う日数。以下同じ。）120日とします。
- (2) 通算支払限度は、支払日数を通算して700日とします。

第4条（特約の保険料の払込免除）

1. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
2. 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。
3. この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、本条の規定は適用しません。

第5条（給付金の請求、支払の時期および場所）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 給付金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して給付金を請求してください。
3. 前2項のほか、この特約による給付金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第6条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約締結の際に、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者は、被保険者の同意を得て、この特約を主契

約に付加することを申出することができます。この場合、新たにこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関し書面で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。会社が、被保険者の選択を行ったうえで承諾したときに、この特約を主契約に付加することができます。

3. この特約の責任開始期は、主契約と同時とします。ただし、前項の場合、会社は次の時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の申込を承諾した後にこの特約の保険料を受け取った場合
この特約の保険料を受け取った時
 - (2) この特約の保険料相当額を受け取った後にこの特約の申込を承諾した場合
告知の時またはこの特約の保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時
4. 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に裏書きします。

第7条（特約の保険期間、保険料の払込期間および保険料の払込）

1. この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。
2. この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、払い込むべき主契約の保険料があるときは、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。
4. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、つぎに定める方法によります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間経過後において、払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により主契約の保険料払込期間の満了するときまでに一括して前納することを要します。
 - (2) 前号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日には解約されたものとします。
5. 前4項のほか、保険料の払込については、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

第8条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

1. この特約の保険料が払い込まれないまま、猶予期間中に、給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき給付金額から未払込の保険料を差し引きます。
2. 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間が満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は給付金を支払いません。

第9条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合、保険契約者はこの特約の解約返戻金を請求することができます。

第10条（主約款の保険料の自動貸付および貸付の規定を適用する場合の取扱）

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。
2. 主約款の保険料の自動貸付または貸付の規定を適用する場合、この特約の解約返戻金があるときはその金額を主契約の解約返戻金額に加算して取り扱います。また、この特約の未経過保険料があるときは、その金額を主契約の未経過保険料の金額に加算して取り扱います。
3. 主約款の保険料の自動貸付または貸付の規定による貸付金がある場合には、会社は次のときに支払うべき金額または計算の基準となる解約返戻金額からその元利金を差し引きます。
 - (1) この特約が消滅したとき
 - (2) この特約の保険期間または保険料払込期間を変更したとき
 - (3) 疾病入院給付金日額を減額したとき

第11条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
2. この特約が復活した場合には、復活日を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
3. 前2項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

第12条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、この特約の保険期間満了の日の1か月前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、更新され継続されるものとしします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
 - (1) この特約を付加した日から更新後のこの特約の保険期間満了の日までの期間が会社所定の範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社所定の範囲をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満了で定められているとき
 - (4) 更新前のこの特約に特定部位の不担保条件が付加されているとき
 - (5) 更新前の主契約に特別条件特約が付加されているとき
 - (6) 主約款の更新の規定により主契約が更新されないとき
 - (7) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
2. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一としします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は会社の定める範囲で短期の保険期間に変更して更新します。
3. 更新されたこの特約の保険料は、更新日（この特約の保険期間満了の日の翌日。以下同じ。）における被保険者の年齢によって計算します。
4. 更新されたこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
5. 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、この特約は更新日にさかのぼって消滅します。
6. 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
7. 更新後のこの特約の疾病入院給付金日額は、更新前のこの特約の疾病入院給付金日額と同一としします。ただし、更新時において会社が認めた場合は、会社が定める範囲内で更新後のこの特約の疾病入院給付金日額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の3か月前までに請求してください。
8. 本条の規定によりこの特約が更新されたときは、第1条（給付金の支払）、第3条（疾病入院給付金の支払限度）、第4条（特約の保険料の払込免除）、第8条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）および第13条（告知義務および告知義務違反による解除）の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間は継続した保険期間とみなします。
9. この特約が更新されたときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。
10. 第1項第7号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号から第5号までの規定に該当しないときは、保険契約者からとくに申出がない限り被保険者の同意を得て、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に付加します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
11. この特約の保険料の払込方法が一時払の場合は主約款の年払契約の猶予期間の規定を準用します。
12. 第16条（特約の返戻金）に定める返戻金は、更新後の保険契約に基づき計算します。

第13条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. この特約の締結、復活または疾病入院給付金日額の増額の際の告知義務および告知義務違反による解除については、次項の規定のほか、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。
2. 会社は、次のいずれかの場合には、主約款の準用によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第2号および第3号の場合には、各号に規定する会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、この特約の支払事由の発生の可能性に關

する重要な事項のうち、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

- (1) 会社が特約の締結、復活または復旧の際に、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者がこの特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項に関し告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、この特約の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項に関し告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) この特約の責任開始期からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期からその日を含めて2年以内にこの特約の給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じていた場合を除きます。

第14条（重大事由による解除）

1. この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
2. 本条の規定によりこの特約が解除された場合は、会社は解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第15条（特約の解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。この際、第16条（特約の返戻金）に定める解約返戻金または未経過保険料があるときは、請求することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

第16条（特約の返戻金）

1. この特約が失効したとき、または解除、解約されたとき、もしくは第17条（特約の消滅）第1項第2号の規定によりこの特約が消滅したときには、会社は、主約款の解約返戻金に関する規定を準用してこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。この特約の解約返戻金または責任準備金は、以下の方法により計算し、この特約の解約返戻金については保険証券に記載します。本項の「年月数」および次項の「月数」の計算に際して、1か月未満の端数が生じたときは切り上げます。
 - (1) 主契約の契約日が平成22年4月1日以降の保険契約
保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数と経過した年月数の小さい方により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
 - (2) 主契約の契約日が平成22年3月31日以前の保険契約
保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
2. 年払契約または半年払契約の払い込んだこの特約の保険料のうち未経過期間に対応する保険料相当額をこの特約の未経過保険料といい、主約款の保険料の払込に関する規定を準用して、以下の算式のとおりに計算します。ただし、主契約の契約日が平成22年3月31日以前の保険契約には、この特約の未経過保険料はありません。なお、契約日の年月日にかかわらず、月払契約および一時払には未経過保険料はありません。
 - (1) 年払契約
$$\text{この特約の未経過保険料} = \text{この特約の年払保険料} \times \left(\left(\frac{\text{この特約の}}{\text{保険料払込月数}} \right) - \left(\frac{\text{この特約の}}{\text{経過月数}} \right) \right) / 12$$
 - (2) 半年払契約
$$\text{この特約の未経過保険料} = \text{この特約の半年払保険料} \times \left(\left(\frac{\text{この特約の}}{\text{保険料払込月数}} \right) - \left(\frac{\text{この特約の}}{\text{経過月数}} \right) \right) / 6$$
3. 主契約を払済保険または延長定期保険に変更するときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加え

て取り扱います。

4. 本条の解約返戻金または未経過保険料の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の支払請求手続の規定を準用します。

第17条（特約の消滅）

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (3) この特約の疾病入院給付金の支払日数が第3条（疾病入院給付金の支払限度）第2号に規定する通算支払限度に達したとき
 - (4) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
2. 前項第1号の場合、主契約の保険金を支払うときを除き、この特約の責任準備金を支払います。ただし、被保険者の死亡が保険契約者の故意によるときは、この特約の責任準備金を支払いません。
3. 第1項第2号の場合、会社はこの特約の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
4. 第1項第4号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に裏書きします。
5. 第1項の規定によってこの特約が消滅した場合、前条第2項に定める未経過保険料があるときは、保険契約者に払い戻します。

第18条（疾病入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約の疾病入院給付金日額を増額することができます。
2. 保険契約者が本条の増額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の増額を承諾した場合には、会社は会社所定の金額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）から増額分に対するこの特約上の責任を開始し、この日をこの特約の増額日とします。
4. 本条の増額を行ったときは、保険証券に裏書きします。
5. 次の場合には、会社は本条の増額を取り扱いません。
 - (1) 増額後の疾病入院給付金日額が会社所定の限度をこえるとき
 - (2) この特約を付加した日または最後の更新日、復活日もしくは増額日からその日を含めて2年未満のとき

第19条（疾病入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、この特約の疾病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のこの特約の疾病入院給付金日額が会社所定の限度を下回るときは、会社は本条の疾病入院給付金日額の減額を取り扱いません。
2. 主契約の保険金額が減額された場合に、この特約の疾病入院給付金日額が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の疾病入院給付金日額を減額します。
3. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
4. 本条の減額が行われたときは、減額分は解約されたものとし、減額分に対応する解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
5. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
6. 本条の減額を行ったときは、保険証券に裏書きします。

第20条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定により請求された復旧を承諾した場合は、主約款の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。
3. 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、保険証券に裏書きします。

第21条（特別条件を付加する場合の特則）

1. この特約の締結または復活の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しない場合には、そ

の危険の種類および程度に応じて、次のいずれか1つまたは2つの方法によります。

(1) 特別保険料領収法

会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。

(2) 特定部位不担保法

別表8に定める身体部位のうち会社が指定した部位に生じた疾病の治療を目的とする入院または手術については第1条（給付金の支払）第1項の規定は適用しません。ただし、第1条（給付金の支払）第2項第1号および第2号に該当する入院ならびに別表11に定める感染症の治療を目的とする入院または手術についてはこの限りではありません。また、被保険者が会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始とみなして第1条（給付金の支払）の規定を適用します。

2. 前項の規定により特別条件が付けられた場合には、次の各号の取扱は行ないません。ただし、第3号および第4号の場合、特定部位不担保法のときはこの限りではありません。

(1) この特約の復旧

(2) 主契約が定期保険の場合、この特約の入院給付金日額の増額

(3) この特約の更新

(4) この特約の保険期間の変更をとまう、主契約の保険期間または保険料払込期間の変更

第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

第23条（削除）

第24条（管轄裁判所）

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

備 考

1. 治療を目的とする入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処理を伴わない人間ドッグ検査などによる入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

4. 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

別表1 請求書類

1. 保険金、給付金および保険料の払込免除の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	死亡保険金 災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (3) 死亡した被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証 (7) 不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金のみ）
2	高度障害保険金 災害高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害状態になった被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証 (7) 不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金のみ）
3	障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
4	災害入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
5	疾病入院給付金 手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券 (5) 最終の保険料領収証
6	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

2. その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 会社所定の申込書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
3	保険料払込方法〈回数〉の変更	(1) 会社所定の請求書
4	保険期間または 保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
5	給付金日額および 保険金額の増額・減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
6	受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならび にサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他およ び詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露お よび放置（E904）中の飢餓、渇」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸 入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下 による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外します。	E910～E915

分 類 項 目	基本分類表番号
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E978）」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

別表6 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表7に定める病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表7 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 8 特定部位不担保の規定により不担保とする部位

	身 体 部 位 の 名 称
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	胃および十二指腸
8	小腸
9	盲腸（虫様突起を含みます。）
10	大腸および直腸
11	肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓
14	肺臓、胸膜、気管および気管支
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	睾丸および副睾丸
18	前立腺
19	卵巣、卵管および子宮付属器
20	子宮（異常分娩が生じた場合を含みます。）
21	乳房
22	頸椎部（当該神経を含みます。）
23	胸椎部（当該神経を含みます。）
24	腰椎部（当該神経を含みます。）
25	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
26	左肩関節部
27	右肩関節部
28	左股関節部
29	右股関節部
30	左上肢（左肩関節部を除きます。）
31	右上肢（右肩関節部を除きます。）
32	左下肢（左股関節部を除きます。）
33	右下肢（右股関節部を除きます。）
34	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限りします。）
35	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限りします。）

別表10 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用いて、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処理および神経ブロックは除きます。

手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）	20
2. 乳房切断術	20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）	
3. 骨移植術	20
4. 骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く。）	10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20
8. 脊椎・骨盤観血手術	20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
13. 筋・腱・靱帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§ 呼吸器・胸部の手術	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	10
15. 喉頭全摘除術	20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	20
17. 胸郭形成術	20
18. 縦隔腫瘍摘出術	40
§ 循環器・脾の手術	
19. 観血の血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20. 静脈瘤根本手術	10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
22. 心膜切開・縫合術	20
23. 直視下心臓内手術	40
24. 体内用ペースメーカー埋込術	20
25. 脾摘除術	20
§ 消化器の手術	
26. 耳下腺腫瘍摘出術	20
27. 顎下腺腫瘍摘出術	10
28. 食道離断術	40
29. 胃切除術	40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20
31. 腹膜炎手術	20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20

手術の種類	給付倍率
33. ヘルニア根本手術	10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35. 直腸脱根本手術	20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§ 尿・性器の手術	
38. 腎移植手術（受容者に限る。）	40
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42. 陰茎切断術	40
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
44. 陰嚢水腫根本手術	10
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47. 帝王切開娩出術	10
48. 子宮外妊娠手術	20
49. 子宮脱・膣脱手術	20
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51. 卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く。）	20
52. その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術	
53. 下垂体腫瘍摘除術	40
54. 甲状腺手術	20
55. 副腎全摘除術	20
§ 神経の手術	
56. 頭蓋内観血手術	40
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59. 脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術	
60. 眼瞼下垂症手術	10
61. 涙小管形成術	10
62. 涙嚢鼻腔吻合術	10
63. 結膜嚢形成術	10
64. 角膜移植術	10
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66. 虹彩前後癒着剥離術	10
67. 緑内障観血手術	20
68. 白内障・水晶体観血手術	20
69. 硝子体観血手術	10

手術の種類	給付倍率
70. 網膜剥離症手術	10
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72. 眼球摘除術・組織充填術	20
73. 眼窩腫瘍摘出術	20
74. 眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術	
75. 靱血的鼓膜・鼓室形成術	20
76. 乳様洞削開術	10
77. 中耳根本手術	20
78. 内耳靱血手術	20
79. 聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術	
80. 悪性新生物根治手術	40
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82. その他の悪性新生物手術	20
§ 上記以外の手術	
83. 上記以外の開頭術	20
84. 上記以外の開胸術	20
85. 上記以外の開腹術	10
86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
§ 新生物根治放射線照射	
88. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

別表11 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

リビング・ニース特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合、死亡保険金額の一部または全部を被保険者に支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約保険金の支払）

1. 会社は、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、会社の定める金額を限度として、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金額の一部または全部を被保険者に支払います。ただし、本条の保険金額の請求は主契約の保険期間満了時の12カ月以上前であることを要します。
2. 主契約の保険金額の全部が支払われた場合、本条の保険金の請求日にさかのぼって主契約は消滅します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合、請求保険金額と同額の主契約の保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。ただし、その消滅分または減額分に解約返戻金があってもこれを支払いません。この場合、本条の保険金の支払日以降、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金の請求を受けても、本条により支払った保険金額については支払いません。
3. 本条の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、本条の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本条の保険金を支払いません。
4. 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、本条の保険金を支払いません。
5. 本条の保険金の支払に際しては、会社の定める方法により、請求日から6カ月間の請求保険金に対応する利息および保険料を、また、貸付金がある場合にはその元利金合計額を差し引いて支払います。
6. 主契約の保険金額の全部が支払われたときに、主契約に他の特約が付加されている場合、各特約は本条の保険金の請求日にさかのぼって消滅します。ただし、消滅する特約に解約返戻金があってもこれを支払いません。なお、疾病入院特約、災害入院特約の消滅分については、各特約に規定する特約の保険期間の満了を準用します。また、主契約の保険金額の一部が支払われた場合には、各特約は減額の取扱をせずに継続するものとしします。
7. 主契約の保険契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、本条第1項の規定にかかわらず、本条の保険金の受取人を、保険契約者としします。

第2条（特約保険金の請求、支払の時期および場所）

1. 被保険者は、必要書類（別表1）を提出して、前条第1項の保険金を請求して下さい。
2. この特約の保険金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第3条（特約保険金を支払わない場合）

次のいずれかの事由によって被保険者が第1条第1項の規定に該当したときは、この特約の保険金を支払いません。

- (1) 主契約の責任開始期から1年以内における被保険者の自殺行為
- (2) 保険契約者または被保険者の故意
- (3) 戦争その他の変乱

第4条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約の締結の際、被保険者の同意を得て保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
3. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。
4. 第2項の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、保険証券に裏書きします。

第5条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第6条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第8条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第9条（特約の解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

第10条（特約の返戻金）

この特約に対する解約返戻金はありません。

第11条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
- (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき

第12条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定により請求された復旧を承諾した場合は、主約款の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。
3. 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、保険証券に裏書きします。

第13条（契約者配当）

この特約については、契約者配当はありません。

第14条（管轄裁判所）

この特約における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第16条（主契約に定期保険特約（逓増型）が付加されている場合の特則）

1. 定期保険特約（逓増型）が主契約に付加されている場合、第1条第1項に定める死亡保険金額は、主契約の保険金額に定期保険特約（逓増型）の特約死亡保険金額を合算した額とします。
2. 保険契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第1条第1項および第6項の規定にかかわらず、主契約、定期保険特約（逓増型）の請求日の保険金額のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。
3. 第2条の保険金の請求は、特約保険期間満了時の12カ月以上前であることを要します。

4. 第1条第2項、同条第3項、同条第4項および同条第5項の規定は本条の場合に適用します。
5. 定期保険特約（逋増型）の場合、本条第2項の保険金額の減額は、減額された保険金額に対応した特約基本保険金額を減額したものとして取り扱います。

第17条（定期保険に付加された場合の特則）

この特約が定期保険に付加された場合には、第1条第1項中「保険期間満了時の12カ月以上前」とあるのは「保険期間満了（保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）時の12カ月以上前」と読み替えます。

第18条（主契約に定期保険特約が付加されている場合の特則）

1. 定期保険特約が主契約に付加されている場合、第1条第1項に定める死亡保険金額は、主契約の保険金額（収入保障保険の場合には、この特約の保険金の請求日の6カ月後の応当日における死亡時保障換算額とします。）に定期保険特約の特約死亡保険金額を合算した額とします。
2. 保険契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第1条第1項および第6項の規定にかかわらず、主契約、定期保険特約の保険金額（収入保障保険の場合には、この特約の保険金の請求日の6カ月後の応当日における死亡時保障換算額とします。）のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。
3. 第2条の保険金の請求は、特約保険期間満了時の12カ月以上前であることを要します。
4. 第1条第2項、同条第3項、同条第4項および同条第5項の規定は本条の場合に適用します。

第19条（逋増定期保険に付加された場合の特則）

この特約が逋増定期保険に付加された場合には、第1条第1項に定める死亡保険金額は、この特約による保険金の請求日における死亡保険金額とします。また、第1条第2項に定める保険金額の減額は、減額された死亡保険金額に対応する基本保険金額を減額したものとして取り扱います。

第20条（収入保障保険に付加された場合の特則）

この特約が収入保障保険に付加された場合には、第1条第1項に定める死亡保険金額は、この特約による保険金の請求日の6カ月後の応当日における死亡時保障換算額とします。また、第1条第2項に定める保険金額の減額は、減額された死亡時保障換算額に対応する基準年金月額を減額したものとして取り扱います。

第21条（定期保険（無解約返戻金型）に付加された場合の特則）

この特約が定期保険（無解約返戻金型）に付加された場合には、第1条第1項中「保険期間満了時の12カ月以上前」とあるのは「保険期間満了（保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）時の12カ月以上前」と読み替えます。

第22条（新逋増定期保険に付加された場合の特則）

この特約が新逋増定期保険に付加された場合には、第1条第1項に定める死亡保険金額は、この特約による保険金の請求日における死亡保険金額とします。また、第1条第2項に定める保険金額の減額は、減額された死亡保険金額に対応する基本保険金額を減額したものとして取り扱います。

第23条（平成20年4月1日以前に締結された特約の取り扱いに関する特則）

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が主契約とともに更新されたときは、次の各号に定めるとおり取り扱います。ただし、指定代理請求特約が主契約に付加されている場合は除きます。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第7項を次のとおり読み替えます。
「7. 主契約の保険契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、本条第1項および第2条第2項の規定にかかわらず、本条の保険金の受取人を、保険契約者とします。」
- (2) 第2条（特約保険金の請求、支払の時期および場所）を次のとおり読み替えます。
「第2条（特約保険金の請求、支払の時期および場所）
 1. 被保険者は、必要書類（別表1）を提出して、前条第1項の保険金を請求して下さい。

2. 被保険者がこの特約による保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または本条第4項の規定により変更指定した次の者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、必要書類および特別の事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、この特約による保険金の受取人の代理人として前条第1項の保険金の請求をすることができます。ただし、この特約による保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族
3. 前項の規定により、会社がこの特約による保険金を受取人の代理人に支払った場合には、その後この特約による保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
4. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。このとき、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を提出して下さい。
 - (2) 本項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社で書面で通知してからでなければ、会社に対抗できません。
5. この特約の保険金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

」

- (3) 第3条（特約保険金を支払わない場合）第2号を次のとおり読み替えます。

「(2) 保険契約者、被保険者または指定代理請求人の故意」

別表 1 請求書類

1-1. リビング・ニーズ特約による保険金等の請求書類

	項 目	請 求 書 類
1	リビング・ニーズ特約による 保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

1-2. リビング・ニーズ特約による保険金等の請求書類

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が主契約とともに更新された場合。ただし、指定代理請求特約が主契約に付加されている場合は除きます。

	項 目	請 求 書 類
1	リビング・ニーズ特約による 保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
2	特約保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
3	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
4	指定代理請求人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

介護保障移行特約

この特約の主な内容

- この特約は、すでに締結されている終身保険契約の全部または一部について、将来の死亡保険金および高度障害保険金の支払に代えて、介護保障を行うことを目的としたものです。
- この特約の付加により介護保障に移行した部分については、この特約の型に応じて、次の給付を行います。

型	給付の種類
I 型	介護年金 介護給付金 死亡給付金 健康祝金
II 型	介護年金 介護給付金 死亡給付金

1. 総則

第1条（用語の意義）

この特約において「介護保障」および「基本介護年金額」の意義は、次のとおりとします。

- 介護保障
介護年金、介護給付金、死亡給付金および健康祝金の支払を行うことによる保障をいいます。ただし、健康祝金の支払を行うのは、この特約の型がI型の場合に限ります。
- 基本介護年金額
介護年金、介護給付金、死亡給付金または健康祝金を支払う際に基準となる介護年金額をいいます。

第2条（特約の締結）

- この特約は、保険契約者から、すでに締結されている終身保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部を介護保障に移行する旨の申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- 主契約の一部を介護保障に移行するときは、次に定めるところによります。
 - 保険契約者は、介護保障に移行しない部分の死亡保険金額を指定することを要します。
 - 介護保障に移行しない部分については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）を適用します。この場合、「保険契約」を「保険契約のうち介護保障に移行しない部分」と読み替えます。
- この特約の締結日は、主契約の保険料払込期間経過後に到来する契約日の年単位の応当日（以下「契約応当日」といいます。）のうちから、保険契約者が指定した日とします。
- 次の場合、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
 - 主契約が延長定期保険に変更されているとき
 - 主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、保険金削減支払法のみが適用されている主契約が、保険金削減期間を経過した後はこの限りではありません。
 - この特約の締結日における被保険者の契約後の年齢が50歳未満または80歳以上のとき
- この特約が付加された後は、次の取扱を行いません。ただし、主契約のうち介護保障に移行しない部分についてはこの限りではありません。
 - 死亡保険金の支払
 - 高度障害保険金の支払
 - 保険金額の減額
 - 保険契約者に対する貸付
- 保険契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を締結する旨の申出を行うことを要します。この場合、介護年金受取人を指定してください。
- この特約が締結されたときは、介護保障証書を保険契約者に交付します。

第3条（医師による診査）

1. この特約の締結の際、被保険者は、医師による診査を受けることを要します。
2. 前項にかかわらず、次の条件をすべて満たすときは、医師による診査を省略することがあります。
 - (1) この特約の型としてⅠ型を選択すること
 - (2) 第5条（基本介護年金額の計算）第1項第3号の金額の払込がないこと
 - (3) 基本介護年金額が360万円以下であること
 - (4) 告知の時ににおいて、被保険者が要介護状態にないこと
 - (5) この特約の締結日が次のいずれかであること
 - (ア) 特約締結前の主契約の保険料払込方法〈回数〉が月払、半年払または年払のとき
保険料払込期間満了の日の翌日
 - (イ) 特約締結前の主契約が保険料一時払契約のとき
被保険者の契約後の年齢が50歳に達する日。ただし、その日が契約日から起算して5年を経過していないときは、契約日から起算して5年を経過する日とします。
 - (ウ) 特約締結前の主契約の保険料払込期間が終身の場合で、保険料払込期間の変更があったとき
被保険者の契約後の年齢が60歳に達する日。ただし、その日が契約日から起算して10年を経過していないときは、契約日から起算して10年を経過する日とします。

2. 介護年金・介護給付金・死亡給付金・健康祝金の支払

第4条（特約の型）

保険契約者は、この特約の締結の際、主契約のうち介護保障に移行した部分（以下「介護保障移行部分」といいます。）の給付の種類に応じて、次表のいずれかの型を特約の型として選択するものとします。

型	給付の種類
Ⅰ 型	介護年金 介護給付金 死亡給付金 健康祝金
Ⅱ 型	介護年金 介護給付金 死亡給付金

第5条（基本介護年金額の計算）

1. 基本介護年金額は、保険契約者の指定にもとづき、主契約における次の金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において保険契約者に対する貸付（保険料の自動貸付を含めます。）が行われているときはその貸付金の元利合計額を差し引き、また、未払込保険料があるときは、その金額を差し引きます。
 - (1) 主契約の責任準備金。この特約の付加時に消滅する特約の責任準備金を含めます。
 - (2) 前納保険料の精算金
 - (3) 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額
2. 最低基本介護年金額は20万円以上とし、最高基本介護年金額は既契約の基本介護年金額を通算して1,000万円までとします。

第6条（介護給付金および介護年金の支払）

1. 介護給付金および介護年金の支払は、次表のとおりとします。

名称		介護給付金および介護年金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払金額	受取人
介護給付金	第1級介護給付金	次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき ①被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の締結日以後別表2の第1級要介護状態（以下「第1級要介護状態」といいます。）に該当したこと ②第1級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること	基本介護年金額 × (支払事由発生日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数) ÷ (支払事由発生日の直前の契約応当日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数)	介護年金受取人
	第2級介護給付金	次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき。ただし、第1級介護給付金の支払事由に該当するものを除きます。 ①被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の締結日以後別表2の第2級要介護状態（以下「第2級要介護状態」といいます。）に該当したこと ②第2級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること	基本介護年金額の60% × (支払事由発生日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数) ÷ (支払事由発生日の直前の契約応当日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数)	
介護年金	第1級介護年金	契約応当日において、次のすべての条件を満たすことが、医師によって診断確定されたとき ①被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の締結日以後第1級要介護状態に該当したこと ②第1級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日以上あること	基本介護年金額	介護年金受取人
	第2級介護年金	契約応当日において、次のすべての条件を満たすことが、医師によって診断確定されたとき。ただし、第1級介護年金の支払事由に該当するものを除きます。 ①被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の締結日以後第2級要介護状態に該当したこと ②第2級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日以上あること	基本介護年金額の60%	

2. 前項の介護給付金の支払事由が生じた場合でも次のいずれかのときには介護給付金を支払いません。
 - (1) 同一保険年度において、介護年金または介護給付金の支払事由が生じていたとき
 - (2) 介護年金の支払事由が同時に生じたとき
3. 第1項にかかわらず、直前の保険年度に介護年金または介護給付金が支払われていた場合で、要介護状態が中断し、このため契約応当日において180日以上継続したと認められない場合は、介護給付金の支払事由は次のときに生じることとします。
 - (1) 第1級介護給付金
その契約応当日から起算して180日第1級要介護状態が継続したと医師によって診断確定されたとき
 - (2) 第2級介護給付金
その契約応当日から起算して180日第2級要介護状態が継続したと医師によって診断確定されたとき

第7条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱により要介護状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により要介護状態に該当した被保険者の数の増加が、この介護保障移行部分の計算の基礎および会社の財務の健全性に影響を及ぼすと会社が判

断したときは、その程度に応じ、介護年金または介護給付金を削減して支払いまたはその金額の全額を支払いません。

第8条（死亡給付金の支払）

1. 被保険者がこの特約の締結日以後に死亡したときは、基本介護年金額の50%に相当する金額を死亡給付金として主契約の死亡保険金受取人に支払います。
2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

第9条（健康祝金の支払）

1. 被保険者が次の日に生存しているときは、基本介護年金額の50%に相当する金額を健康祝金として保険契約者に支払います。
 - (1) 被保険者の契約後の年齢が70歳に達する契約応当日
 - (2) 前号の契約応当日後5年ごとの契約応当日
2. 前項にかかわらず、次のいずれかの場合には健康祝金を支払いません。
 - (1) 健康祝金の支払事由と同時に介護年金の支払事由が生じたとき
 - (2) 健康祝金の支払事由が生じた日がこの特約の締結日であるとき
3. 健康祝金については、支払事由が生じた日以後保険契約者から請求があった時（介護保障移行部分が消滅した時は、その時）まで会社の定める利率による利息をつけてすえ置いておき、保険契約者から請求があったときまたは介護保障移行部分が消滅したときに保険契約者に支払います。ただし、死亡給付金の支払のときは、主契約の死亡保険金受取人に支払います。

第10条（介護年金の分割支払）

1. 介護年金受取人の請求があったときは、1年分の年金額を等分して、3か月ごとまたは半年ごとの契約日の応当日に支払います。この場合、会社の定める利率により計算した利息を支払います。
2. 前項の場合、被保険者が死亡した際に、その死亡日の属する年度の介護年金に未支払分があるときは、これを一括して介護年金受取人に支払います。ただし、被保険者が介護年金受取人であるときは、被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。

3. 介護年金・介護給付金・死亡給付金を支払わない場合

第11条（介護年金および介護給付金を支払わない場合）

被保険者が次のいずれかにより介護年金または介護給付金の支払事由に該当したときは、介護年金または介護給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 介護年金受取人の故意または重大な過失。ただし、その者が介護年金または介護給付金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 被保険者の薬物依存（備考4に定めるところによります。）

第12条（死亡給付金を支払わない場合）

1. 被保険者が次のいずれかにより死亡したときは、死亡給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者の故意
 - (2) 主契約の死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。
2. 死亡給付金を支払わないときは、介護保障移行部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意によるときは支払いません。

4. 告知義務・特約の解除・無効

第13条（告知義務）

この特約の締結の際、この特約の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関し告知書で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その告知書により告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭で告知してください。

第14条（告知義務違反による解除）

1. 前条の告知の際、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときは、この特約を解除することができます。
2. 介護年金、介護給付金、死亡給付金または健康祝金の支払事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、介護年金または介護給付金を支払いません。また、すでに介護年金または介護給付金を支払っていたときは、介護年金または介護給付金の返還を請求します。ただし、介護年金または介護給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者または介護年金受取人が証明したときは、介護年金または介護給付金を支払います。
4. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等により保険契約者に通知できないときは、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人に通知します。
5. この特約を解除したときは、この特約締結前の主契約が継続していたものとして、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の死亡保険金額は、この特約の締結時における主契約の死亡保険金額の範囲内で計算します。この場合、すでに支払った死亡給付金または健康祝金があるときは、その金額にかかる金銭を精算します。
 - (2) 基本介護年金額の計算に用いた金額のうち、前号により定める主契約の死亡保険金額の計算に必要な金額をこえる金額は、保険契約者に支払います。

第15条（特約を解除しない場合）

次のいずれかの場合にはこの特約を解除しません。

- (1) この特約の締結の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
- (2) 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月を経過したとき
- (3) この特約が締結日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の締結日から起算して2年以内に、解除の原因となる事実にもとづいて、介護年金または介護給付金の支払事由が生じたときを除きます。

第16条（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

1. 保険契約者または被保険者の詐欺によりこの特約を締結したときは、会社は、介護保障移行部分を取り消すことができます。この場合、基本介護年金額の計算に用いた金額は払い戻しません。
2. 保険契約者が給付金（介護年金を含みます。以下本項において同じ。）を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結したときは、介護保障移行部分は無効とし、基本介護年金額の計算に用いた金額は払い戻しません。

5. 重大事由による解除

第17条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、介護保障移行部分を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人がこの特約の給付金（介護年金を含みます。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき

- (3) 保険契約者、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人が、次のいずれかに該当したとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または介護年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または介護年金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 介護年金、介護給付金、死亡給付金または健康祝金の支払事由が生じた後でも、前項により介護保障移行部分を解除することができます。この場合には、介護年金、介護給付金または死亡給付金を支払いません。また、すでに介護年金、介護給付金または死亡給付金を支払っていたときは、介護年金、介護給付金または死亡給付金の返還を請求します。
 3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できないときは、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人に通知します。
 4. 介護保障移行部分を解除したときは、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

6. 介護年金受取人の変更

第18条（会社への通知による介護年金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、介護年金または介護給付金（以下、本条において「介護年金等」といいます。）の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、介護年金受取人を変更することができます。
2. 第1項の介護年金受取人の変更について会社に対抗するためには、介護保障証書に表示があることを要します。
3. 前項の通知が会社に到達する前に変更前の介護年金受取人に介護年金等を支払ったときは、その支払い後に変更後の介護年金受取人から介護年金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
4. 介護年金受取人が介護年金等の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を介護年金受取人とします。
5. 介護年金受取人の死亡時以後、介護年金受取人が変更されていないときは、介護年金受取人は、その死亡した介護年金受取人の死亡時の法定相続人に変更されたものとします。
6. 前項の規定により介護年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により介護年金受取人となった者のうち生存している他の介護年金受取人を介護年金受取人とします。
7. 前2項により介護年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
8. 保険契約者またはその承継人が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
9. 本条の変更を行ったときは、介護保障証書に裏書きします。

第19条（遺言による介護年金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者またはその承継人は、介護年金または介護給付金の支払事由発生前に限り、法律上有効な遺言により、介護年金受取人を変更することができます。
2. 前項の介護年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による介護年金受取人の変更は、保険契約者またはその承継人が死亡した後、保険契約者またはその承継人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

7. 解約

第20条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、介護保障移行部分を解約することができます。この場合、介護保障移行部分の解約返戻金を保険契約者に支払います
2. 前項にかかわらず、直前の契約応当日以後に介護年金または介護給付金の支払事由が生じている場合には、本条の解約は取り扱いません。

第21条（特約の返戻金）

介護保障移行部分の解約返戻金額は、別表3に例示します。

8. 契約者配当

第22条（契約者配当）

介護保障移行部分に関しては、契約者配当はありません。

9. 介護年金等の請求、支払の時期および場所

第23条（介護年金等の請求、支払の時期および場所）

1. 介護年金、介護給付金、死亡給付金および健康祝金の支払については、必要書類（別表1）を会社に提出して請求してください。
2. 介護年金、介護給付金、死亡給付金および健康祝金の支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

10. 管轄裁判所

第24条（管轄裁判所）

この特約における介護年金、介護給付金、死亡給付金または健康祝金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

11. 主約款の規定の準用

第25条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第26条（平成20年4月1日以前に締結された特約の取り扱いに関する特則）

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約は、次に定めるとおり取り扱います。ただし、指定代理請求特約が主契約に付加されている場合は除きます。

- (1) 第23条（介護年金等の請求、支払の時期および場所）を次のとおり読み替えます。

「第23条（介護年金等の請求、支払の時期および場所）」

1. 介護年金、介護給付金、死亡給付金および健康祝金の支払については、必要書類（別表1）を会社に提出して請求してください。
2. 介護年金受取人が被保険者の場合で、介護年金受取人が、介護年金または介護給付金を請求できない特別な事情があるときは、次の者がその事情を示す書類その他の書類を提出して、会社の承諾を得て、介護年金受取人の代理人として介護年金または介護給付金を請求することができます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の請求時の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事

情がある場合は、請求時において、次のいずれかに該当する者

- (ア) 被保険者と同居している３親等内の親族
 - (イ) 被保険者と生計を一にしている３親等内の親族
 - (3) 第１号または第２号に該当する者がいない場合または第１号または第２号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合
被保険者が、あらかじめ指定または変更指定した者
3. 介護年金、介護給付金、死亡給付金および健康祝金の支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

」

第27条（主約款または経過措置に関する特約の規定の準用）

主約款または経過措置に関する特約において、保険金受取人による保険契約の存続の規定を適用する場合は、次のとおりとします。

- (1) 債権者等の解約の通知が会社に到達した後、解約の効力が生じまたは解約の効力が生じなくなるまでに、死亡給付金または健康祝金の支払事由が発生したときは、会社が債権者等に支払うべき金額を限度に、死亡給付金または健康祝金を債権者等に支払います。
- (2) 前号の支払いに残額があれば、これをこの特約に定める受取人に支払います。
- (3) 前２号以外の取り扱いは、主約款または経過措置に関する特約の規定によります。

別表1 請求書類

1. 介護年金、介護給付金、死亡給付金および健康祝金の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	介護年金 介護給付金	(1) 会社所定の介護年金（給付金）支払請求書 (2) 会社所定の介護保障証書 (3) 会社所定の様式による医師の証明書 (4) 会社所定の様式による要介護状態証明書 (5) 被保険者の住民票 (6) 介護年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (7) 保険証券
2	死亡給付金	(1) 会社所定の死亡給付金支払請求書 (2) 会社所定の介護保障証書 (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (4) 被保険者の住民票 (5) 死亡給付金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
3	健康祝金	(1) 会社所定の健康祝金支払請求書 (2) 会社所定の介護保障証書 (3) 被保険者の住民票 (4) 健康祝金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

2. その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	介護年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の介護保障証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
2	介護保障移行部分の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の介護保障証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

別表 2 要介護状態

要 介 護 状 態	第 1 級要介護状態	次のいずれかに該当したとき 1. 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表の b ～ e のうち 3 項目以上に該当して他人の介護を要する状態 2. 器質性痴呆と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、下表の a ～ e のうち 2 項目以上に該当して他人の介護を要する状態
	第 2 級要介護状態	次のいずれかに該当したとき 1. 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表の b ～ e のうち 2 項目以上に該当して他人の介護を要する状態 2. 器質性痴呆と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。

b. 衣服の着脱が自分ではできない。

c. 入浴が自分ではできない。

d. 食物の摂取が自分ではできない。

e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考【別表 2】

1. 器質性痴呆

- a. 「器質性痴呆と診断確定されている」とは、次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性痴呆」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- b. 前 a の「器質性痴呆」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
- (1) 「器質性痴呆」

「器質性痴呆」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型および妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

a. 時間の見当識障害

：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

b. 場所の見当識障害

：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

c. 人物の見当識障害

：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表3 解約返戻金例表

おおむね基本介護年金額の50%となります。

年金払特約

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険金等を年金の方法により支払うことを内容とするものです。

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主契約締結の際および主契約継続中は保険契約者の申出により、死亡保険金等（以下「保険金等」といいます。）の支払事由発生後はその受取人の申出により締結します。
2. 保険契約者の申出によりこの特約を締結したときは、保険証券に裏書します。
3. 同一の保険金等について受取人が二人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。

第2条（年金基金の設定）

1. この特約が締結されたときは、保険金等の支払事由が生じた時（保険金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時）に、保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。
2. 年金基金は、その設定時において会社の定める金額以上であることを要します。
3. 年金基金が設定されたときは、会社は、年金証書を年金受取人に交付します。

第3条（年金受取人）

1. この特約の年金受取人は、年金基金に充当される保険金等の受取人としてします。
2. 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金基金の設定時に、その年金基金に関わる保険契約者の権利義務のすべてを承継するものとします。

第4条（年金の種類）

1. この特約の年金の種類は、次のとおりとします。
 - (1) 保証期間付終身年金
 - (ア) 保証期間中およびその後の年金受取人の生存期間中、年金を支払います。ただし、年金受取人が法人の場合には、保証期間経過後の年金は、年金基金設定の際、会社の定める範囲内で法人が指定した者の生存期間中、支払うものとします。
 - (イ) 保証期間は、会社所定の範囲内から保険契約者（保険金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは保険金等の受取人。以下本条において同じとします。）が指定した期間とします。
 - (2) 確定年金
 - (ア) 年金支払期間中、年金を支払います。
 - (イ) 年金支払期間は、会社所定の範囲内から保険契約者が指定した期間とします。

第5条（年金支払日）

1. 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、年金基金設定日の翌年の応当日とします。
2. 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の毎年の応当日とします。

第6条（年金額の計算）

1. 年金額は、年金基金の設定時における会社の定める率により計算します。
2. 第2回以後の年金額は、第1回の年金額と同一とします。

第7条（年金の分割支払）

1. 保険金等の支払事由発生前に保険契約者からまたは年金基金設定日以後に年金受取人から請求があったときは、会社の定める範囲で、会社は、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社の定める利率により計算した利息を支払います。ただし、年金額が会社の定める金額に満たない場合には、本条の年金の分割支払を取り扱いません。
2. 前項の場合、保証期間付終身年金において年金受取人（年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が

保証期間経過後に死亡した場合に、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその死亡時の相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）に支払います。この場合、当該年金受取人の年金に関する権利は消滅します。

第8条（年金の請求手続、支払時期および支払場所）

1. 年金受取人は、年金支払日が到来したときは、遅滞なく年金を請求してください。
2. 年金は、必要書類（別表1）が会社に到達した日または年金支払日のいずれか遅い日の翌日から5営業日以内に会社で支払います。なお、第3項または第4項に該当する場合で、必要書類（別表1）が年金支払日より前に会社に到達したときは、年金支払日に書類が会社に到達したものとみなして、第3項または第4項を適用します。
3. 年金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、次の各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、前項の必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から40日を経過する日とします。
 - (1) 年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者を含みます。以下本条において同じとします。）の生存、死亡に該当する事実の有無
 - (2) この特約約款に定める重大事由に該当する可能性がある場合
前号に定める事項、第21条（重大事由による解除）第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、保険金受取人もしくは年金受取人の特約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する特約締結時から年金請求時までににおける事実
4. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、年金を支払うべき期限は、第2項の必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 70日
 - (2) 前項に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 70日
 - (3) 前項に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 100日
 - (4) 前項に定める事項についての日本国外における調査 100日
 - (5) 前項に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 100日
5. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または年金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。
6. 第2項または第3項に該当した場合は、会社は、年金を請求した者に、該当した条項番号、および、年金を支払うべき期限を通知します。

第9条（年金の一括支払）

1. 年金受取人は、年金の種類および請求の時期に応じて、将来の年金の支払に代えて、次の金額の一括支払を請求することができます。
 - (1) 保証期間付終身年金
 - (ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前
請求時における年金基金の価額
 - (イ) 保証期間中
残存保証期間に対応する未払年金の現価。この場合、一括支払を行ったときでも保証期間経過後の年金はそのまま存続します。
 - (2) 確定年金

- (ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前
請求時における年金基金の価額
 - (イ) 年金支払期間中
残存支払期間に対応する未払年金の現価
2. 年金基金の価額を支払ったときまたは確定年金において未払年金の現価を支払ったときは、当該年金受取人の年金に関する権利は消滅します。
 3. 第1項の場合、年金受取人は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、前条第2項ないし第6項の規定を準用します。

第10条（年金受取人の死亡）

1. 年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が死亡したときは、その死亡時の相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）に、次の金額を支払います。
 - (1) 保証期間付終身年金
 - (ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前
死亡時における年金基金の価額
 - (イ) 保証期間中
残存保証期間に対応する未払年金の現価
 - (2) 確定年金
 - (ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前
死亡時における年金基金の価額
 - (イ) 年金支払期間中
残存支払期間に対応する未払年金の現価
2. 前項の場合、当該年金受取人の年金に関する権利は消滅します。
3. 第1項の場合、年金受取人の死亡時の相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、第8条（年金の請求手続、支払時期および支払場所）第2項ないし第6項の規定を準用します。

第11条（会社への通知による年金受取人の変更）

1. 年金受取人は、年金基金設定日以後年金支払開始日前に限り、会社に対する通知により、その権利義務のすべてを他の者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金においては、年金額を更正します。
2. 年金受取人が本条の年金受取人の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更をしたときは、年金証書に裏書します。

第12条（遺言による年金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、年金受取人は、年金基金設定日以後年金支払開始日前に死亡した場合に限り、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。
2. 前項による年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第13条（年金受取人の相続人の代表者）

1. 年金受取人が死亡した場合に、年金受取人の相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は他の相続人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、会社が相続人の1人に対してした行為は、他の相続人に対しても効力を生じます。

第14条（年金の種類等の変更）

1. 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前に限り、会社の定める範囲で、年金の種類その他の年金支払の内容を変更することができます。

2. 年金受取人は、年金基金設定日以後年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲で、年金の種類その他の年金支払の内容を変更することができます。
3. 前2項の場合、保険契約者または年金受取人は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
4. 本条の年金の種類等の変更をしたときは、保険証券または年金証書に裏書します。

第15条（特約の解約）

保険契約者は、保険金等の支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。

第16条（特約の消滅）

主契約が保険金等の支払以外の事由により消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第17条（年齢の計算）

年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

第18条（年齢または性別の誤りの処理）

年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）の年齢または性別に誤りがあった場合には、会社の定める方法で処理します。

第19条（時効）

年金等の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

第20条（特約の更新）

主契約が普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により更新されたときは、この特約も更新されるものとします。

第21条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 年金受取人がこの特約の年金を詐取する目的または他人に年金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の年金の請求に関し、年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 年金の受取人が、次のいずれかに該当した場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 年金の支払事由が生じた後でも、会社は前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金は支払いません。もし、この場合に、すでに年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 本条による解除は、年金受取人に対する通知により行います。ただし、正当な事由により年金受取人に通知で

きない場合には、会社は保険契約者または被保険者に通知します。

4. 本条の規定によりこの特約が解除された場合に、年金支払日が到来していない年金があるときは第9条（年金の一括支払）に定める年金の一括支払額を年金受取人に支払い、この特約は消滅します。なお、第7条（年金の分割支払）に定める年金の未払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

第22条（主約款の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

第23条（利率変動型積立保険の契約に付加する場合の特則）

この特約を利率変動型積立保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に付加されている特約が、特約保険料の払込免除事由に該当したことにより主契約が消滅した場合で、この特約により年金として支払う会社の定める特約が主契約に付加されていたときは、第16条（特約の消滅）の規定を適用しません。
- (2) 主契約に付加されている定期保険特約（利率変動型積立保険用）が高度障害状態に該当したことにより主契約が消滅した場合で、この特約により年金として支払う会社の定める特約が主契約に付加されていたときは、第16条（特約の消滅）の規定を適用しません。

別表1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	年金基金の設定	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金基金に充当される保険金等の請求書類 (ただし、保険金等の支払請求書は除きます。)
2	年金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金証書
3	年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金証書
4	年金受取人の死亡	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の除籍の記載のある戸籍謄本 (3) 年金受取人の死亡時の相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金証書
5	年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
6	年金の種類等の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書

- (注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。
2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。

指定代理請求特約

この特約の趣旨

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを可能とするためのものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約の給付（主契約の高度障害保険金等の給付が支払われるときにその給付の受取人に支払われる特約の責任準備金を含みます。以下同じ。）のうち、次に定めるものとします。ただし、すえ置いて受け取る方法が選択されたことによりすえ置かれた給付を除きます。

- (1) 被保険者が受け取ることとなる給付（被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付、および被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条（指定代理請求人の指定）

この特約を付加した場合、保険契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号に定める範囲で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定はなかったものとみなします。

- (1) 次の範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 前②に該当する者がいない場合は、被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪）
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) (1)に該当する者がいない場合には、次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限りします。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前号④にかかげる以外の者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ③ その他前①および②にかかげる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者

第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）

1. 保険金等の受取人が保険金等を請求できない次のいずれかの事情があるとき（ただし、その事情があると会社が認めたときに限ります。）は、指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
 - (2) 傷病名（会社が定めるものに限ります。）の告知を受けていないこと
 - (3) その他前2号に準じた状態であること
2. 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において、第3条（指定代理請求人の指定）に定める範囲の者であることを要します。
3. 前2項により、指定代理請求人が保険金等を請求するときは、第1項の事情を示す書類および次の書類を提出してください。
 - (1) 会社所定の請求書
 - (2) 保険証券
 - (3) 被保険者の住民票

- (4) 会社所定の診断書
 - (5) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書
 - (6) 指定代理請求人が前項第1号のいずれかに該当するときは、指定代理請求人の戸籍謄本
 - (7) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し
 - (8) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し
4. 前3項により、保険金等が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払い後にその保険金等の請求を受け、ても、会社はこれを支払いません。
 5. 第1項にかかわらず、故意に保険金等の支払理由（保険料の払込免除の理由を含みます。以下同じ。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1号もしくは第3号に定める状態（ただし、第3号については、第1号に準じた状況に限ります。）に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。
 6. 会社は、第3項の提出書類の一部の省略を認めまたは第3項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

1. 保険契約者は、次の書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。
 - (1) 会社所定の請求書
 - (2) 保険証券
 - (3) 保険契約者の印鑑証明書
2. 前項の場合、指定代理請求人の変更または指定の撤回について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

第6条（告知義務違反による解除等の通知）

主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、保険契約者の住所不明等により保険契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加されている特約に定める通知先のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

第7条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、次の書類を会社に提出してください。
 - (1) 会社所定の請求書
 - (2) 保険証券
 - (3) 保険契約者の印鑑証明書
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

第9条（特約の返戻金）

この特約に対する解約返戻金はありません。

第10条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
- (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

第11条（契約者配当）

この特約については、契約者配当はありません。

第12条（主約款および本特約以外の特約の代理請求に関する規定の不適用）

主約款または主契約に付加されている特約の適用に際しては、所定の者が高度障害保険金、介護保険金、リビング・ニーズ保険金または特定疾病保険金（同様の給付を含み、給付の名称の如何を問いません。）の受取人の代理人としてこれらの保険金を請求できる旨の規定は適用しません。

第13条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

第14条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の特則）

保険契約者および死亡保険金等（給付の名称の如何を問いません。以下本条においても同じ。）の受取人（死亡保険金等の一部の受取人を含めます。）がいずれも同一法人に変更される場合は、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

第15条（主契約が更新される場合の特則）

1. この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了の1カ月前までにこの特約を継続しない旨通知しない限り、この特約は主契約に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱いに準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約に変更され継続するものとします。

第16条（主契約が払済保険または延長定期保険に変更される場合の特則）

主契約が払済保険または延長定期保険に変更される場合においても、本特約については、主契約および本特約以外の特約の規定に関わらず、有効に継続するものとします。

第17条（年金払特約、遺族年金支払特約、年金払特約（変額個人年金保険（引出金額保証型）用）または遺族年金支払特約（変額個人年金保険（引出金額保証型）用）による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

1. 年金払特約、遺族年金支払特約、年金払特約（変額個人年金保険（引出金額保証型）用）または遺族年金支払特約（変額個人年金保険（引出金額保証型）用）（以下、「年金払特約等」といいます。）による年金を特約の対象となる保険金等とするときは、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、年金払特約等による年金の年金基金設定後、その年金受取人の申し出により、会社の承諾を得て、年金払特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。
 - (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により年金払特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
2. 前項第1号の規定により年金払特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）を次のとおり読み替えます。
「第2条（特約の対象となる保険金等）
この特約の対象となる保険金等は、年金払特約等による年金とします。ただしこの特約が年金基金に付加されている場合で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一の場合に限りします。」
 - (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）において「保険金等の受取人」および「被保険者」とあ

るのを「年金受取人」へ、「保険金等」を「年金」へ、それぞれ読み替えます。

- (3) 第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）および第8条（特約の解約）において「保険契約者」とあるのを「年金受取人」へ、「保険証券」とあるのを「年金証書」へ、それぞれ読み替えます。

- (4) 第10条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。

「第10条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 年金基金の価額の支払により、当該年金受取人の権利が消滅したとき
- (2) 確定年金における年金の一括支払により、当該年金受取人の権利が消滅したとき
- (3) 年金受取人の死亡により、当該年金受取人の権利が消滅したとき」

特別条件特約

第1条（特約の締結）

保険契約締結の際、被保険者の健康状態その他が会社の標準とする普通危険に適合しないと認められるときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加します。

第2条（特別条件）

この特約により付加する条件は、その危険の種類および程度に応じて次のいずれか1つまたは2つの方法によります。

（1）保険金削減支払法

会社の定める削減期間中に被保険者が死亡または高度障害状態（別表2）になった場合には、支払うべき保険金額（収入保障保険における基準年金月額を含みます。）に次の割合を乗じて得た金額を死亡保険金または高度障害保険金（収入保障保険における遺族年金および高度障害年金を含みます。）として支払います。ただし、不慮の事故（別表1）または別表3に定める感染症による場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。

削減期間 保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	50%	30%	25%	20%	15%
第2年度		60%	50%	40%	30%
第3年度			75%	60%	45%
第4年度				80%	60%
第5年度					80%

（2）特別保険料領収法

会社の定める特別保険料を普通保険料とともに払い込んでください。この場合特別保険料と普通保険料との合計額をこの保険契約の保険料とします。なお、主約款または保険契約に付加されている他の特約において、未経過保険料を返還する取り扱いの場合、その計算の基準となる保険料は、特別保険料と普通保険料の合計額とします。

第3条（普通保険約款の不適用）

この特約が付加された保険契約については、普通保険約款およびその保険契約に付加されている他の特約に定める次の各号の取扱を行いません。ただし、第1号の場合、保険金削減支払法のみが条件で、かつ、削減期間を限度として保険期間または保険料払込期間を短縮するときはこの限りではありません。

- （1）保険期間または保険料払込期間の変更
- （2）他の個人保険への変更
- （3）保険契約の更新

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならび にサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他およ び詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露お よび放置（E904）中の飢餓、渇」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸 入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下 による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外します。	E910～E915

分 類 項 目	基本分類表番号
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E978）」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考【別表2】

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- (2) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
- (3) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- (4) 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
- (5) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表3 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

保険料口座振替特約

※主約款が、終身保険の場合、第10条、11条、12条、13条、14条については適用されることのない条文であることから、記載を省略しております。

第1条（特約の適用）

1. この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法〈経路〉のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. この特約を適用するには、次の条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委託すること

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めた日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
4. 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

第3条（責任開始および契約日の特則）

この特約を主たる保険契約に付加した場合は、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。ただし、月払保険契約の場合の契約日は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日とします。
- (2) この特約による保険料の口座振替を第2回以後の保険料から行う場合は、月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。
- (3) 前2号の場合、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前2号に規定する契約日を基準として計算します。ただし、前2号の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款にもとづいて契約日を定めることができます。
- (4) 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と清算します。
- (5) 第1号の場合、会社は、第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に知らせるものとします。

第4条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

1. 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社に払い込んでください。この場合、前条第1号の規定は適用しません。
2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2カ月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の振替当日に再度口座振替を行います。
3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社に払い込んでください。

第5条（諸変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関等に申し出てください。
2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法〈経路〉を選択してください。
3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法〈経路〉を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（保険料率）

この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第7条（特約の消滅）

1. 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 保険契約が失効したとき
 - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (4) 他の保険料の払込方法〈経路〉に変更したとき
 - (5) 第1条第2項に該当しなくなったとき
2. 前項第2号の事由によりこの特約が消滅した場合、それ以後保険契約が失効後1年以内に復活されたときは、保険契約者から反対の申出がない限り、自動的に従前の口座振替手続による保険料の払込がなされることとします。

第8条（解約返戻金等の支払方法）

会社は、保険契約者から反対の申出がない限り、解約返戻金、過払保険料等保険契約者に返戻または支払うべき金額がある場合には、その金額を指定口座に振り込みます。

第9条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（記載省略）

第11条（記載省略）

第12条（記載省略）

第13条（記載省略）

第14条（記載省略）

クレジットカード扱特約

第1条（特約の適用）

1. この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法〈経路〉のうち会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）による払込の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
3. 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行うものとします。
4. 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

第2条（保険料の払込）

1. 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が第1回保険料を受け取ったものとします。
2. 前項の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日（がん保険または終身がん保険に付加した場合は、保険期間の始期。以下同じ。）を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。
3. 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次の各号すべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第3項（第1回保険料の場合は第1項）の規定は適用しません。
 - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
6. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第3条（契約日の特則）

この特約を主たる保険契約締結の際に付加する場合は、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社が特に認めたときは、主約款にもとづいて契約日を定めることができます。
- (2) 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（他の保険料払込方法〈経路〉への変更）

保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該カード会社に申し出て、他の保険料払込方法〈経路〉を選択してください。

第5条（保険料率）

この特約を適用する月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第6条（特約の消滅）

1. 次の各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (3) 他の保険料払込方法〈経路〉に変更したとき
 - (4) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (5) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - (6) カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき
2. 前項第4号ないし第6号の場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料払込方法〈経路〉への変更を行ってください。

第7条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

団体扱特約

第1条（特約の適用範囲）

1. 団体扱特約（以下「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約を締結した官公署、会社、工場等の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で保険契約者の数が20名以上である場合に、団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
2. 次の場合には、前項の規定を準用して、各保険契約にこの特約を適用します。
 - (1) 団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約で被保険者が20名以上いる場合
 - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者を合算（同一人の場合には、1名として計算します。以下同じ。）して20名以上いる場合
 - (3) 団体の事業所が2以上あるときは、1事業所に前項の保険契約者が20名以上いる場合または前号の保険契約者と被保険者を合算して20名以上いる場合

第2条（契約日の特則）

この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。

第3条（契約日前の保険事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が普通保険約款および特約の規定に基づいて保険金等の保険給付を行い、または保険料の払込免除を行うべき事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約に基づく保険給付があるときは、過不足分を保険給付金額と清算します。

第4条（保険料率）

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、団体扱保険料率とします。

第5条（保険料払込方法〈回数〉）

第2回以後の保険料（月払保険契約においては第3月以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第6条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第7条（特約の消滅）

次の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合は被保険者）が死亡し、または団体を脱退したとき
- (2) 団体取扱契約が解約されたとき
- (3) 月払保険契約において保険契約が失効したとき
- (4) 団体に所属する保険契約者または被保険者の数が、第1条に規定する定数未満になった場合に、6カ月を経過してなおそれを補充できなかったとき

第8条（特約の消滅した保険契約の取扱）

1. この特約が消滅した保険契約は普通保険料率の保険契約となります。
2. 前項の規定にかかわらず、前条第1項第4号によってこの特約が消滅した場合、残存する保険契約者または被保険者の数が10名以上であれば、残存保険契約を特別団体扱契約に変更します。

第9条（普通保険約款の適用）

この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

第10条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の保険事故）、第5条（保険料払込方法〈回数〉）、第6条（保険料領収証）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行った場合には、その取りきめによるものとします。

第11条（がん保険または終身がん保険の契約に付加する場合の特則）

この特約をがん保険または終身がん保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。
- (2) この保険契約の契約日は、普通保険約款（以下本条において「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (3) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金等の支払事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間および契約年齢は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。
- (4) 第2号および第3号の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

第12条（変額個人年金保険の契約に付加する場合の特則）

この特約を変額個人年金保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）の規定は適用しません。
- (2) 第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。
- (3) 第4条（保険料率）の規定は適用しません。
- (4) 第5条（保険料払込方法〈回数〉）中において「第2回以後の保険料（月払保険契約においては第3月以後の保険料）」とあるのを「普通保険約款に定める規則的増額分保険料」と読み替えます。
- (5) 第6条（保険料領収証）中において「保険料」とあるのを「普通保険約款に定める規則的増額分保険料」と読み替えます。
- (6) 第8条（特約の消滅した保険契約の取扱）第1項の規定は適用しません。

特別団体扱特約

第1条（特約の適用範囲）

会社と特別団体取扱契約を締結した官公署、会社、工場、商店等の団体の所属員または組合、連合会、同業団体等の構成員を保険契約者とする保険契約の保険契約者または被保険者の数が10名以上いる場合または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者の数が10名以上いる場合に、保険契約者の申出によって、特別団体扱特約（以下「この特約」といいます。）を適用します。

第2条（契約日の特則）

この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間はその日を基準として計算します。

第3条（契約日前の保険事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が普通保険約款および特約の規定に基づいて保険金等の保険給付を行い、または保険料の払込免除を行うべき事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約に基づく保険給付があるときは、過不足分を保険給付金額と清算します。

第4条（保険料率）

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、特別団体扱保険料率とします。

第5条（保険料払込方法〈回数〉）

第2回以後の保険料（月払保険契約においては第3月以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第6条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第7条（特約の消滅）

次の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者（団体代表者が保険契約者の場合は被保険者）が死亡し、または団体を脱退したとき
- (2) 特別団体取扱契約が解約されたとき

第8条（特約の解約）

保険契約者または被保険者の数が10名未満となり、6カ月（団体の保険契約が月払保険契約のときは3カ月）を経過してなお補充できないときは、会社は、直ちにこの特約を将来に向かって解約することができます。

第9条（普通保険約款の適用）

この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

第10条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の保険事故）、第5条（保険料払込方法〈回数〉）、第6条（保険料領収証）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行った場合には、その取りきめによるものとします。

第11条（がん保険または終身がん保険の契約に付加する場合の特則）

この特約をがん保険または終身がん保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。
- (2) この保険契約の契約日は、普通保険約款（以下本条において「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、

主約款に定める会社の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。

- (3) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金等の支払事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間および契約年齢は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。
- (4) 第2号および第3号の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

第12条（変額個人年金保険の契約に付加する場合の特則）

この特約を変額個人年金保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）の規定は適用しません。
- (2) 第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。
- (3) 第4条（保険料率）の規定は適用しません。
- (4) 第5条（保険料払込方法〈回数〉）中において「第2回以後の保険料（月払保険契約においては第3月以後の保険料）」とあるのを「普通保険約款に定める規則的増額分保険料」と読み替えます。
- (5) 第6条（保険料領収証）中において「保険料」とあるのを「普通保険約款に定める規則的増額分保険料」と読み替えます。

SBI生命のお客様コンタクトセンター



0120-272-811

受付時間 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

※携帯電話・公衆電話からでもご利用いただけます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

募集代理店

引受保険会社

SBI生命保険 株式会社

〒106-6016 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー